

マイナンバーカードの利活用のユースケース・ メリット・方法について(その2)

◇ 民間事業者の利活用



マイナちゃん



マイキーくん

民間事業者の利活用推進 ※赤字は取組方針

1 公的個人認証サービスの利活用

P2－P34

○ 引き続き、利活用の拡大を積極的に推進する。

- ・ プラットフォーム事業者を活用することにより、迅速かつ低コストで利用が可能となることを、引き続き積極的に情報提供する。
- ・ 現況確認に利用することによるメリットと利用料金の特例減額措置について、引き続き積極的に情報提供する。


民間事業者のメリット

①安価で迅速な顧客登録（アカウント開設）（例）銀行オンライン口座など
従来の手続き方法に比べ、安価で迅速な開設が可能に。

②顧客情報の「異動なし」の把握と「更新の契機」の把握
顧客から提出を受けた電子証明書の利用により、何らかの顧客情報の変化があるかを把握し、より迅速で効率的な情報更新が可能に。

③確実な登録ユーザーの確認
ID・パスワード方式のログインに比べ、格段に強固なセキュリティ機能を備え、確実な本人確認を実施。

④お客様カードの代替
顧客情報等に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することができるため、独自のメンバーズカードの発行が省略可能。

- 
- コスト削減
 - セキュアなサービス
 - 新事業創出

2 空き領域（カードアプリ方式）の利活用

P35－P39

○ 今年度中に民間事業者の利用が可能となるように取組をすすめる。

- ・ 迅速かつ低コストで利用が可能となるためのクラウド環境の整備をすすめる。
- ・ 複数の事業者によるカードアプリの共同利用が可能となるようにすすめる。

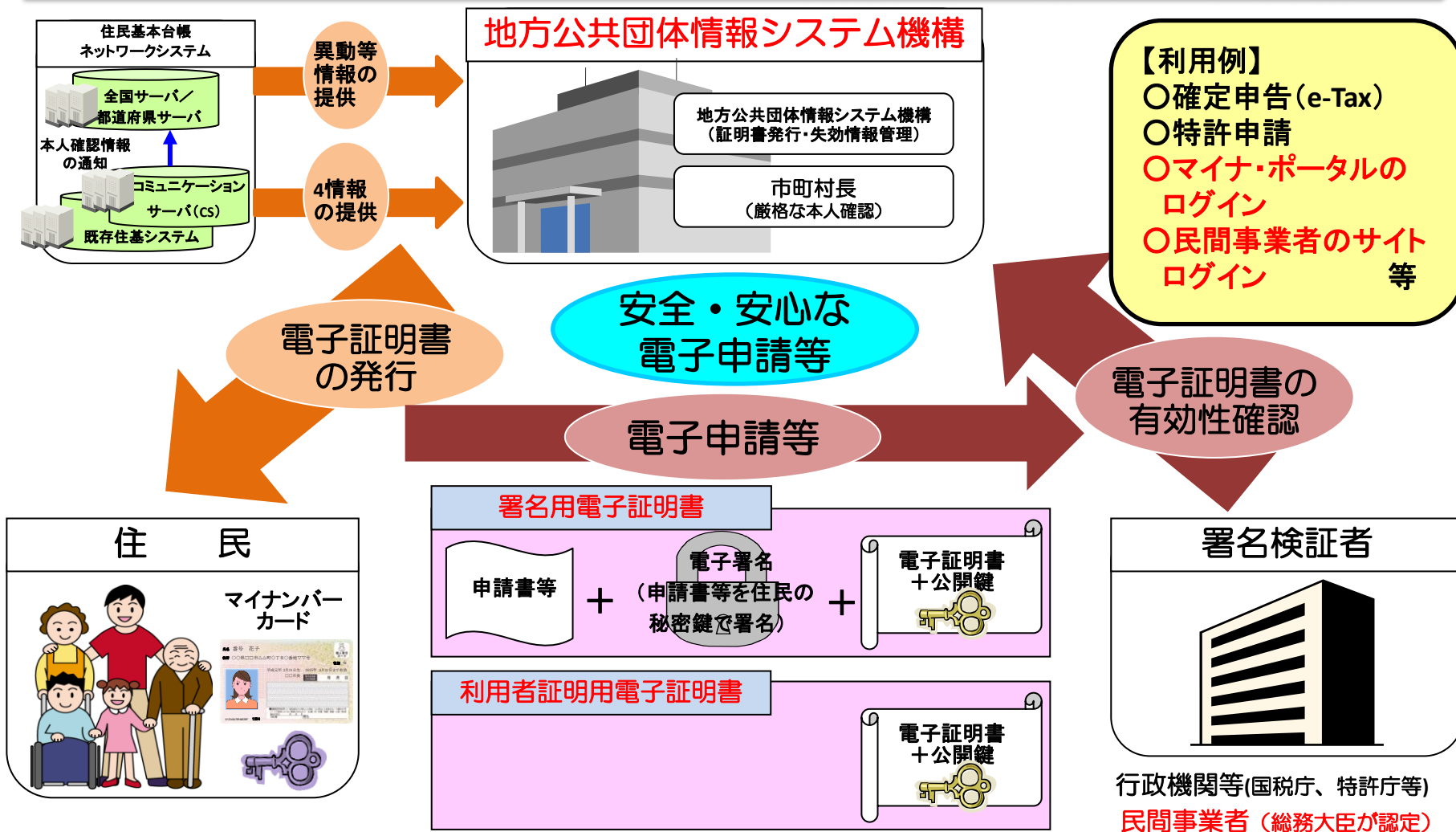
3 券面事項入力補助アプリ等の利活用

P40－P47

- ・ 個人番号、氏名・住所等の入力を迅速かつ確実にを行うことが可能となる券面事項入力補助アプリ等のメリットを、引き続き積極的に情報提供する。

公的個人認証サービスの概要について

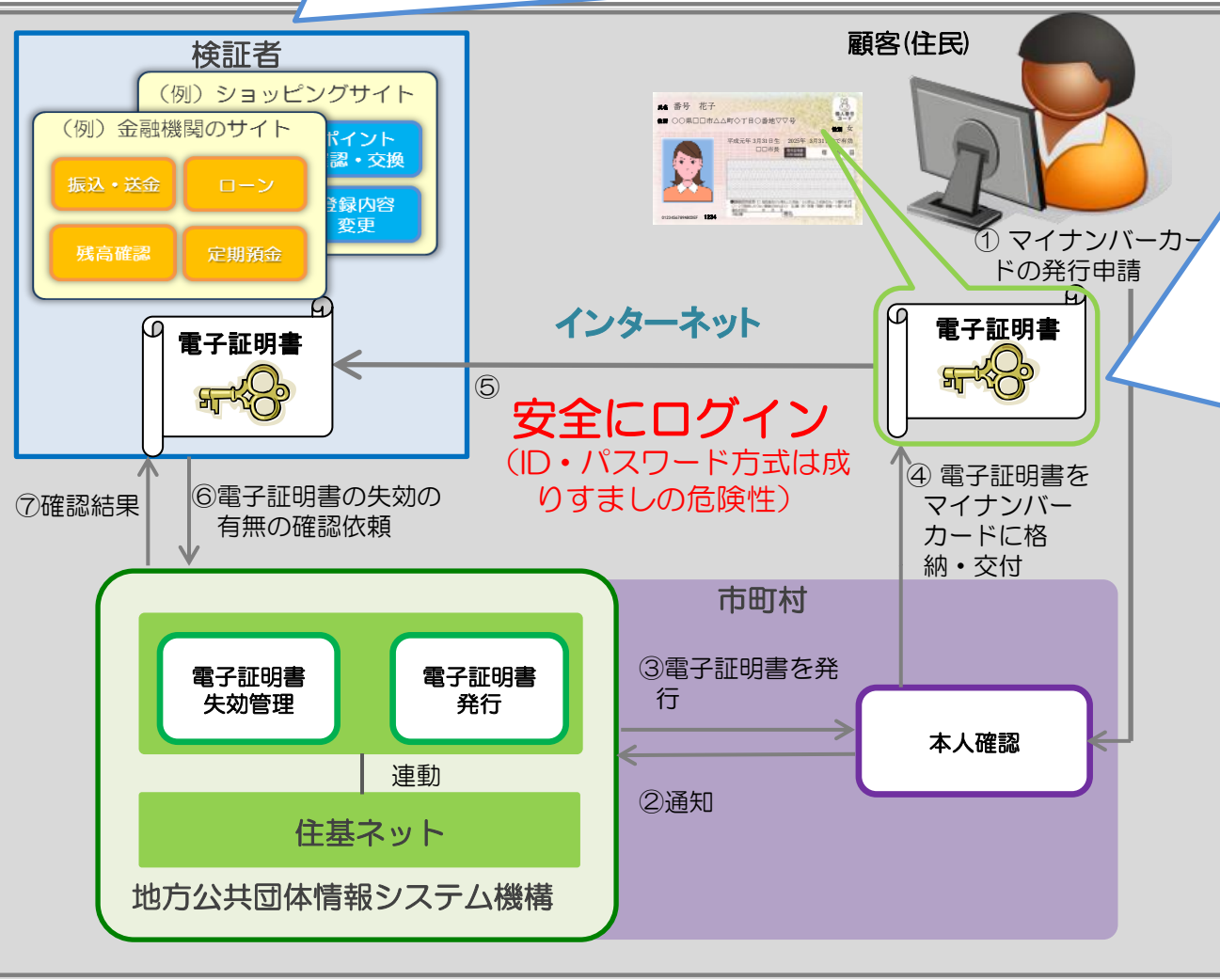
- オンラインでの行政手続等における本人確認のための公的サービス。
- 成りすまし・改ざんを防ぎ、送信否認を担保するため、高いセキュリティを確保。
- 電子証明書の申請件数: 署名用電子証明書 約870万件(全申請の約91%)
(平成28年3月末現在) 利用者証明用電子証明書 約880万件(全申請の約92%)
※ マイナンバーカード申請件数 約956万件(平成28年3月末現在)



公的個人認証サービスのイメージと制度改正(平成28年1月以降)

【改正点①】

行政機関等に限られていた公的個人認証サービスの対象を民間事業者へ拡大
(=検証者の範囲を、行政機関等だけでなく民間事業者へ拡大)



【改正点②】

電子証明書は2種類。

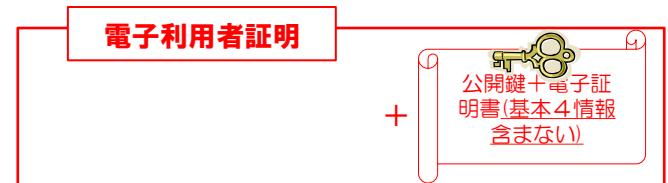
◎署名用電子証明書【電子版の印鑑登録】



電子署名

インターネットで電子文書を送信する際に、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

◎利用者証明用電子証明書<新規>【電子版の顧客カード】



電子利用者証明

インターネットを閲覧する際に、利用者証明用電子証明書を用いて、利用者本人であることを証明する仕組み

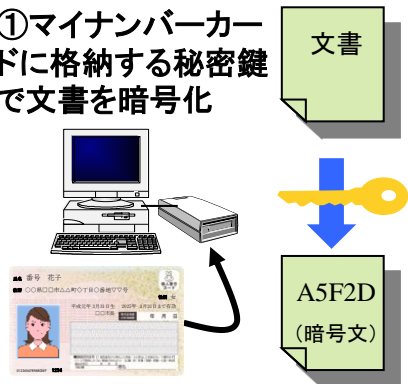
公的個人認証サービスの仕組み(PKIによる強固な所持認証)

【凡例】 秘密鍵： 公開鍵：

1 署名用電子証明書

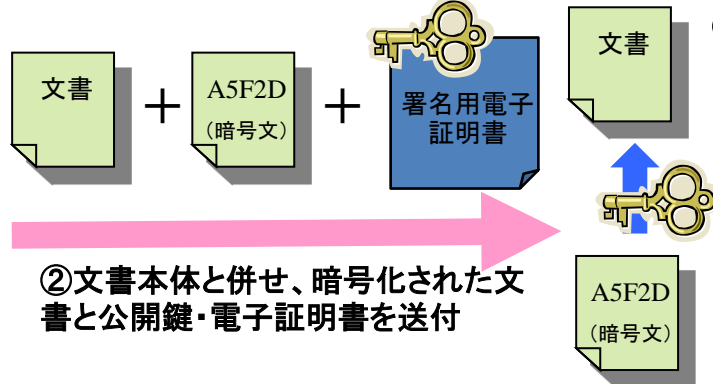
(例) e-Tax(国税電子申告・納税システム)による確定申告

①マイナンバーカードに格納する秘密鍵で文書を暗号化



発信者

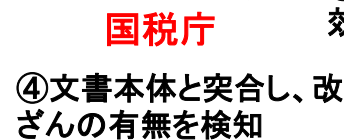
②文書本体と併せ、暗号化された文書と公開鍵・電子証明書を送付



③発信者から送付された公開鍵で暗号化された文書を復号化



④文書本体と突合し、改ざんの有無を検知



⑤電子証明書の有効性を照会

⑥電子証明書の有効性を回答

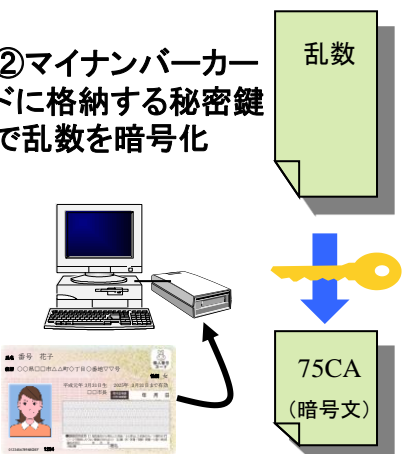
有効であれば、認証成功
確定申告を受付



2 利用者証明用電子証明書

(例) マイナポータルへのログイン(検討中)

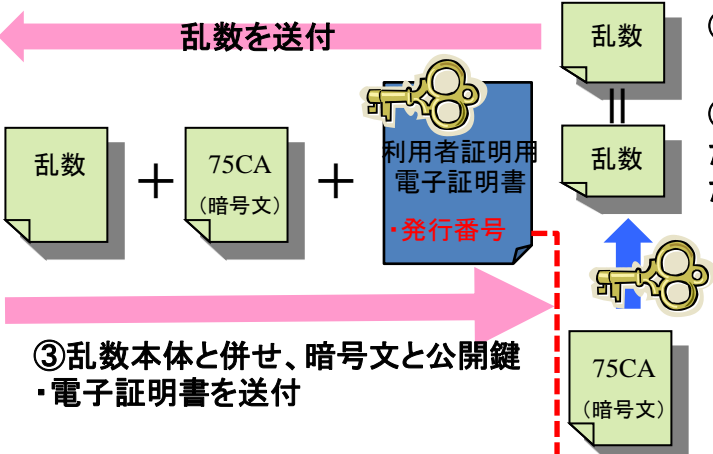
②マイナンバーカードに格納する秘密鍵で乱数を暗号化



発信者

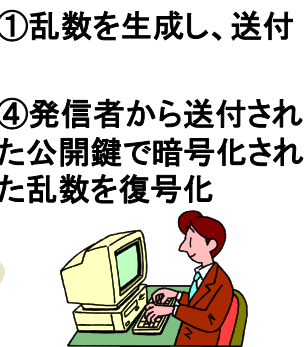
乱数を送付

③乱数本体と併せ、暗号文と公開鍵・電子証明書を送付



①乱数を生成し、送付

④発信者から送付された公開鍵で暗号化された乱数を復号化



⑤乱数本体と突合し、改ざんの有無を検知

⑥電子証明書の有効性を照会

⑦電子証明書の有効性を回答

有効であれば、認証成功
マイナポータルにログイン

・マイ・ポータルは、電子証明書に記載されている発行番号を用いて、ログインした者を特定
・氏名、住所等の基本4情報は持たず



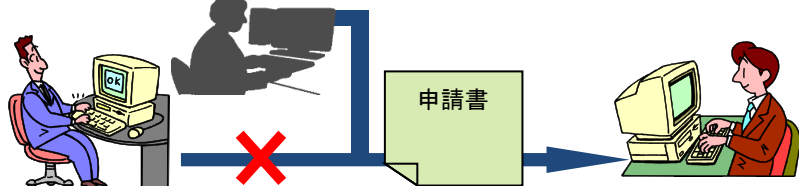
安全・安心な認証サービスの提供(電子署名と電子利用者証明)

1. 文書を伴うアクセス

① 成りすまし (申請書の正しい送信者を受信者が確認できない)

Aさん(送信者) Cさん

Bさん(受信者)



※CさんがAさん名義の申請書を勝手に作成し送信する

本当にAさんから来た申請書なのか

② 改ざん (申告途中で申告書の書き換えが行われる)

Aさん(送信者)

Cさん

Bさん(受信者)



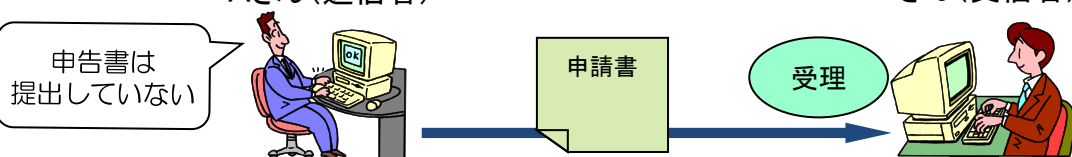
※デジタル文書は、手書きの文書と異なり、改ざんされても痕跡が残らず、改ざん箇所を発見することは、実際上不可能

??

③ 送信否認 (送信内容の否認を防止することが困難)

Aさん(送信者)

Bさん(受信者)



※オンラインで送信されてきた申請・届出に基づいて、手続を進行させていたところ、送信者からそのような送信はしていないとの否認をされる危険性がある

対策

電子署名

- 送信者が本人であることを確認
- 文書が改ざんされていないことを確認
- 送信者は送信内容を否認することができない

2. 文書を伴わないアクセス

① 成りすまし (←アクセスする本人の特定が困難)

Aさん Cさん

Bさん



※CさんがAさんに成りすまし、勝手にログインをする

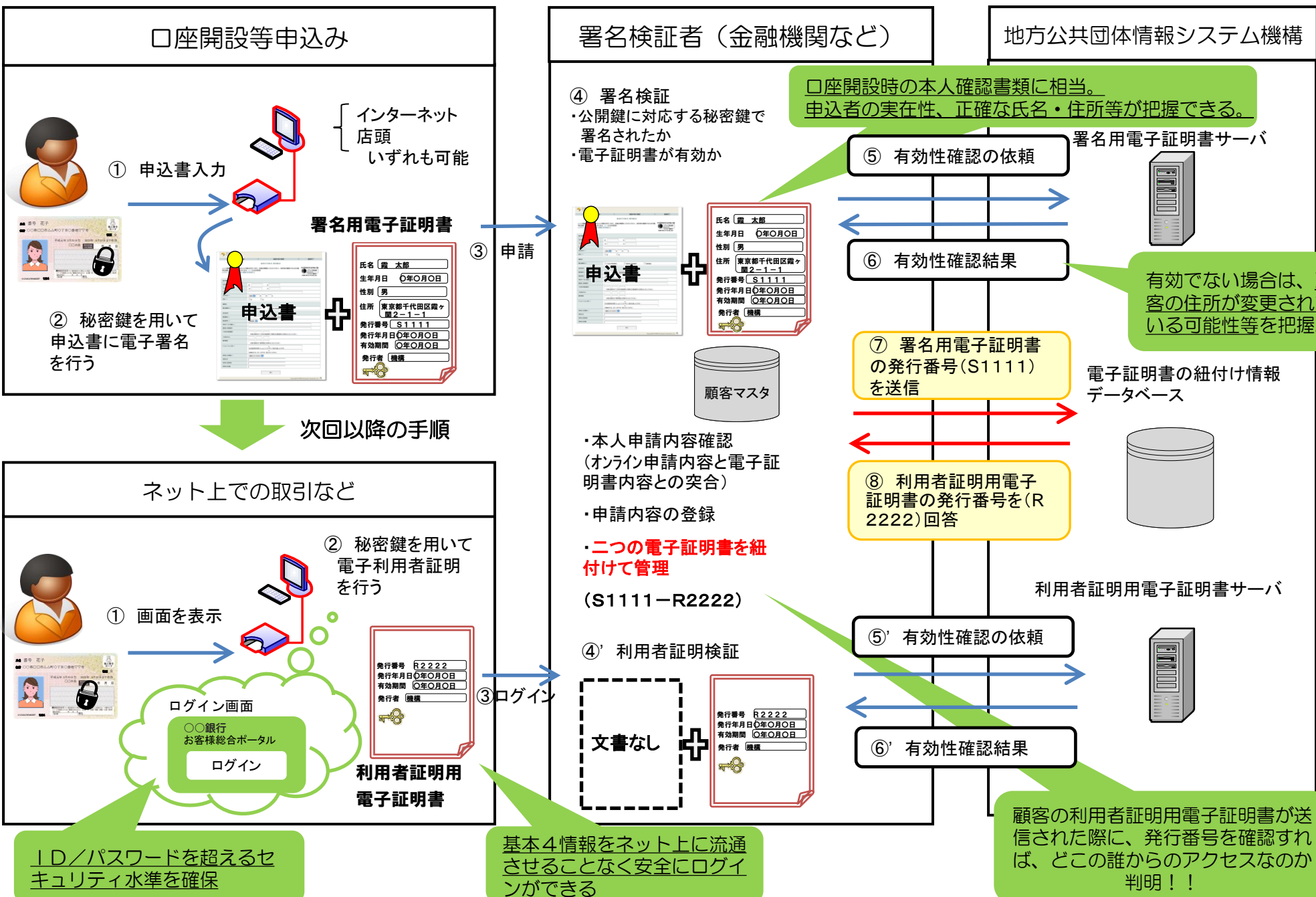
本当にAさんなのか

対策

電子利用者証明

- 送信者が本人であることを確認

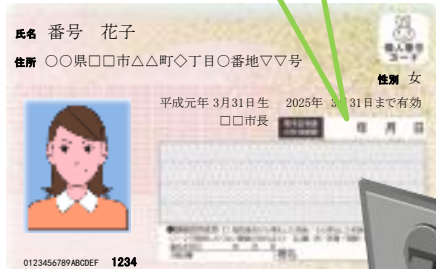
民間事業者の公的個人認証サービス(署名と利用者証明)利用フロー(イメージ)



公的個人認証サービス利用によるメリット ～ 民間事業者の皆様へ～

公的個人認証の民間拡大

電子証明書



①安価で迅速な顧客登録（アカウント開設） （例）銀行オンライン口座など

従来の手続き方法に比べ、安価で迅速な開設が可能に。

②顧客情報の「異動なし」の把握と 「更新の契機」の把握

顧客から提出を受けた電子証明書の利用により、何らかの顧客情報の変化があるかを把握し、より迅速で効率的な情報更新が可能に。

③確実な登録ユーザーの確認

ID・パスワード方式のログインに比べ、格段に強固なセキュリティ機能を備え、確実な本人確認を実施。

④お客様カードの代替

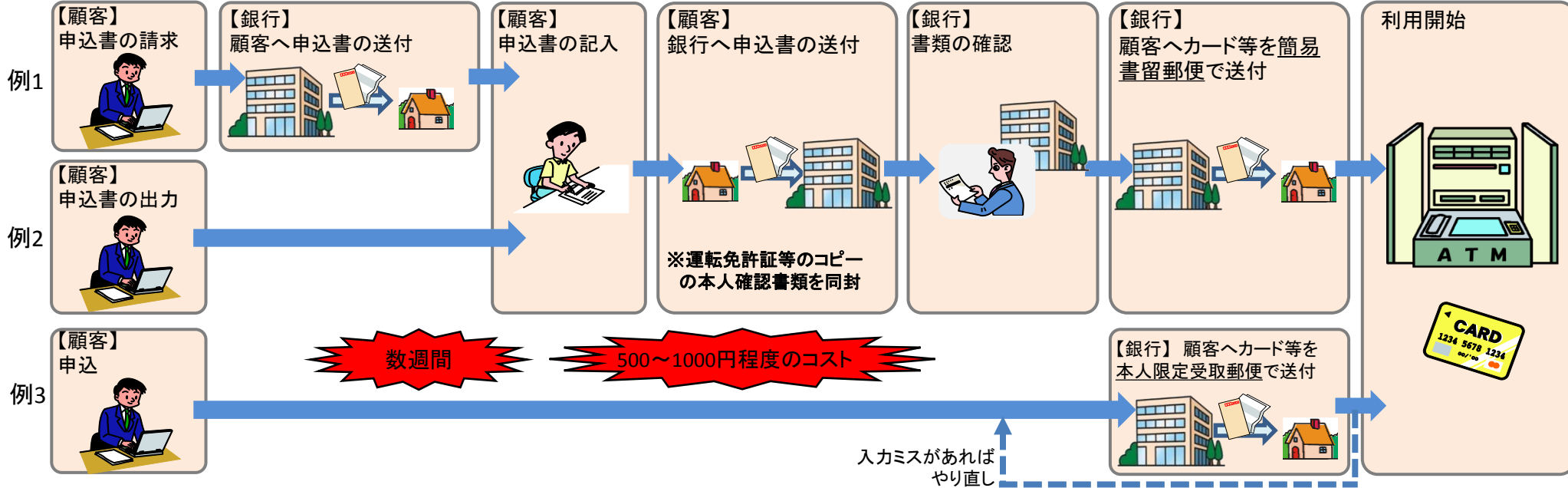
顧客情報等に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することができるため、独自のメンバーズカードの発行が省略可能。

公的個人認証サービス利用によるメリット①

～ 安価で迅速な顧客登録(アカウント開設)【銀行の例】～

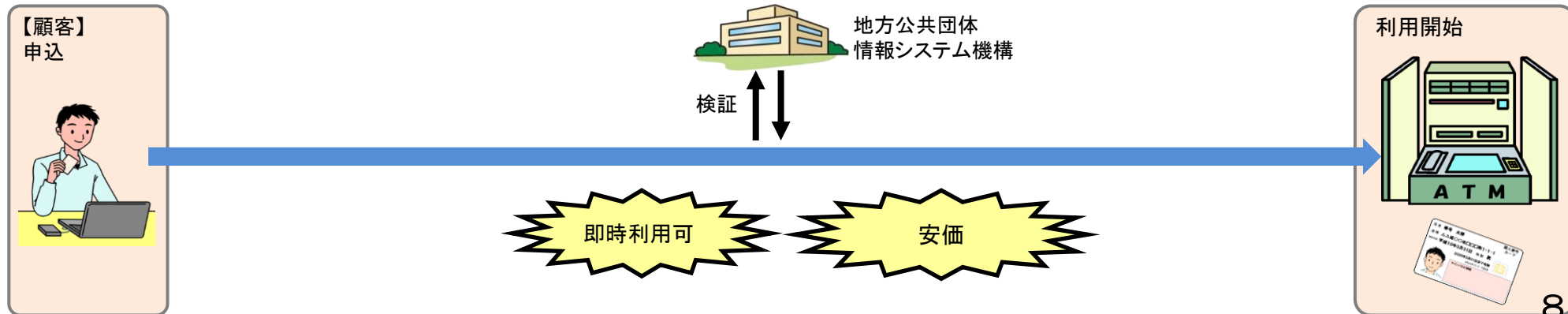
従来

申込みから利用開始まで数週間必要。またコストも1回の手続きにつき500～1000円程度の費用が発生。



公的個人認証サービスによる電子証明書の利用

申込み後、即利用可能に。コストも相当程度安価な方向で検討。



公的個人認証サービス利用によるメリット②

～ 顧客情報の「異動の契機」の把握 ～

従来

ユーザー登録

（例）一年経過時など

全数調査

全てのユーザーに郵便で現況確認

ユーザー数 × 郵送料 + 人件費

現況確認できない場合、実地調査

人件費

登録情報の更新（最新のデータベース）

公的個人認証サービスを使うと

ユーザー登録

（例）一年経過時
ログイン時 など

電子証明書を確認（オンライン）

異動あり

異動なし

重点調査

本人に最新情報を
照会（オンライン等）

失効情報
提供手数料

大きな
コストカット

照会不要

登録情報の更新（最新のデータベース）

電子証明書が失効する場合とその対応

	署名用電子証明書	利用者証明用電子証明書
①	氏名、住所等の変更 ※住民票の基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)の記載が修正された場合に失効	(失効しない)
②	本人の死亡等 ※住民票が消除される場合に失効 →死亡、国外転出、住基法適用外(外国人が在留資格を喪失した場合等)となったとき 等	同左
③	本人の申出 (ア)マイナンバーカードの失効に伴う利用停止の届出 →カードの紛失・盗難、カードの有効期限到来、個人番号の変更 等 (イ)電子証明書の利用停止、秘密鍵の漏えい等	同左
④	電子証明書の有効期限到来 ※有効期間は原則5年 →5年以内にマイナンバーカードの有効期限が到来する場合は、マイナンバーカードの有効期限まで →利用者証明用電子証明書の有効期限と一致	同左

署名用 : × 失効
利用者証明用 : ○ 有効

↓
住所・氏名等の確認手続へ

→①更新後の署名用電子証明書を
送信してもらう
②マイナンバーカードの入力補助アプリ
の記録情報を送信してもらう

署名用 : × 失効
利用者証明用 : × 失効

↓

電子証明書の失効理由	分かること
affiliationChanged	「死亡」又は 「海外転出」
cessationOfOperation	「カード紛失」又は 「海外転出」
Superseded	「証明書更新」
certificateHold	「カード紛失」

各事業者の登録時情報(電子証明書)でチェックが可能

※未成年者、被成年後見人は、利用者証明用電子証明書のみ取得。
それ以外の場合でも、2種類の電子証明書のどちらか一方のみ取得する場合あり
(ただしレアケース)。

※上記のほか、電子証明書に記録誤り又は記録漏れがあった場合等に失効。

公的個人認証サービス利用によるメリット②-2 ～顧客情報の「異動なし」の把握と「更新の契機」の把握～ 【生命保険会社の皆様へ】

電子証明書の失効状況を確認することで、以下の対応が可能です。

電子証明書の特徴1

死亡したときは必ず失効（署名用／利用者証明用ともに失効）



実地調査を行い、死亡が判明した場合、
円滑に保険金支払手続に移行可能

未払いリスクを回避

電子証明書の特徴2

利用者証明用電子証明書が失効していない。⇒「死亡していないことが確実」



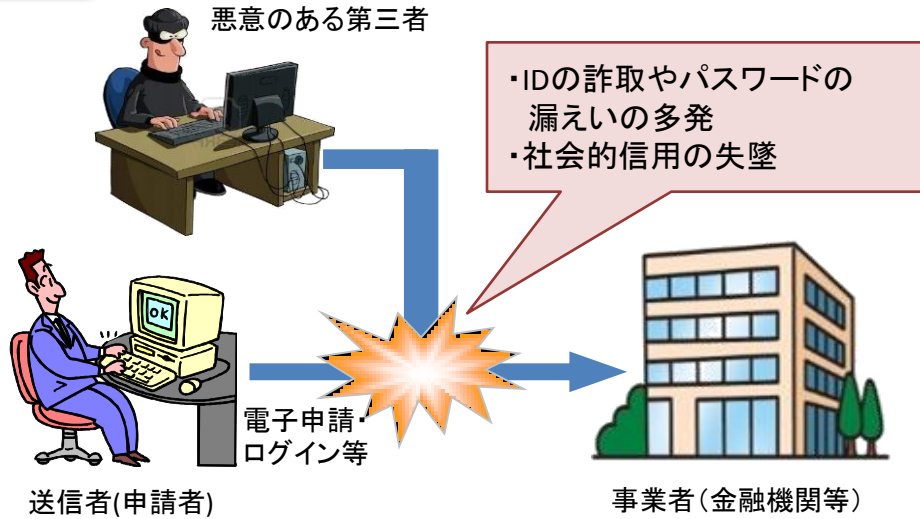
生涯年金型保険の保険金を継続して
支払いOK

過払いリスクなし

公的個人認証サービス利用によるメリット③

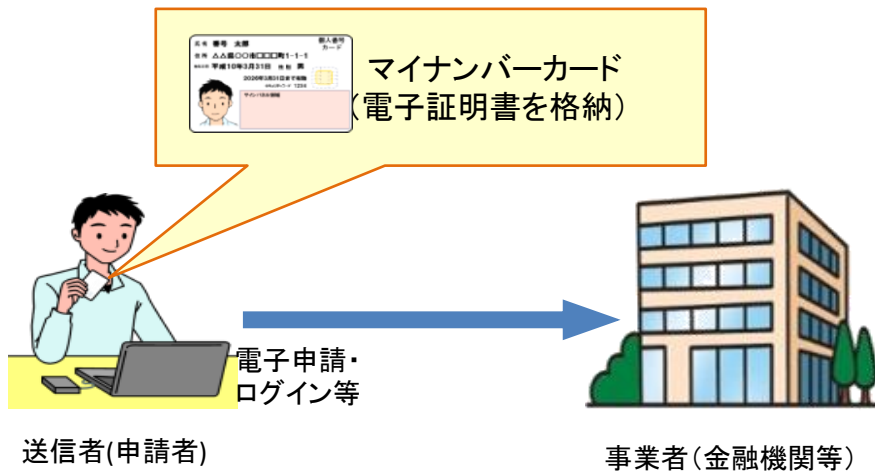
～ 確実な登録ユーザーの確認 ～

従来



- ・近年、インターネットバンキングに係る不正送金事件が急増。
- ・被害件数:1,315件 被害額:約14億円(平成25年。警察庁調べ)。
- ・被害口座に係るパスワード等を不正入手する方法は、コンピュータウイルスで表示した不正画面やフィッシングサイトに入力を求めるものが主。また、他サイトで使用しているパスワードの使い回しが狙われる事案も多発。

公的個人認証サービスによる電子証明書の利用



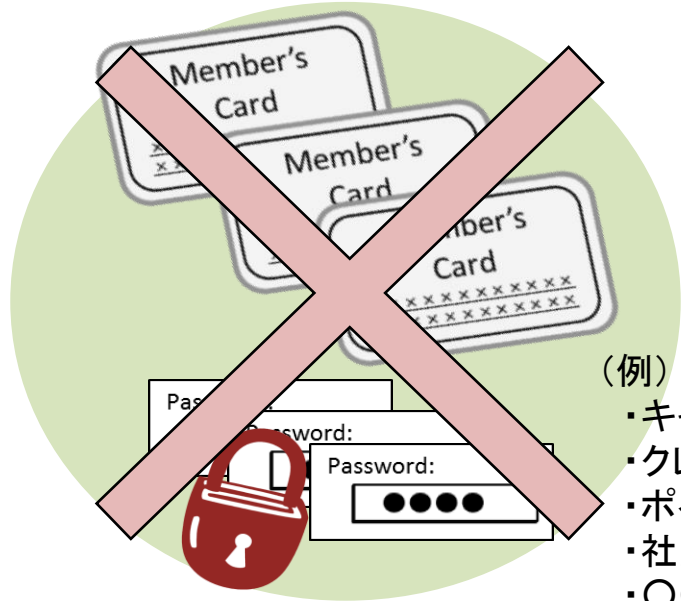
- ・マイナンバーカード保有者のみ使用可能
→漏えいの危険なし。
- ・マイナンバーカードの紛失時等の対応に備え、地方公共団体情報システム機構が24時間体制で管理。事業者(金融機関等)の負担も軽減。

ID・パスワードと公的個人認証サービスの違いについて

	ID・パスワード	公的個人認証サービス	
		利用者証明用電子証明書	署名用電子証明書
方法	○利用者がID・パスワードをキーボードで入力。通常、数文字程度の英数字。	○マイナンバーカードに電子証明書と秘密鍵を記録。 ○パスワード（4桁の数字）を入力した上で、乱数を利用者証明用の秘密鍵で暗号化。	○パスワード（6～16桁の英数字）を入力した上で、確定申告書等の文書を署名用の秘密鍵で暗号化。
危険性	○スパイウェア、フィッシングの蔓延等により、ID・パスワードが抜き取られる恐れあり。 ○生年月日や電話番号などからの類推、無作為入力によるヒットのおそれあり。 ○利用するシステムが増えるほど管理が甘くなる可能性が高まる（例：パスワードをメモ）。	左のような危険性はない。 ○秘密鍵は、マイナンバーカードのICチップに記録。秘密鍵は、一度記録すると絶対に外に取り出せないため（耐タンパ性）、第三者が取り出して使うことは不可能。 ※盗用するためには、①本人の個人番号カードを所持した上で、②本人の設定した暗証番号を入力する必要あり。 ○異なるシステムでも同一の電子証明書を安全に使用可能。	
その他	—	—	○電子署名法に基づき、電子署名により、電子文書が真正に成立したとの法律上の推定効が発生。

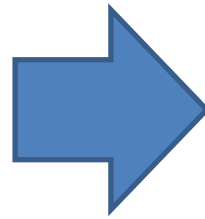
公的個人認証サービス利用によるメリット④

～ お客様カードの代替 ～

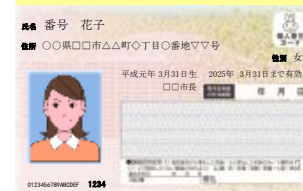


(例)

- ・キャッシュカード
- ・クレジットカード
- ・ポイントカード
- ・社員証
- ・〇〇資格証
- ・〇〇免許証
- ・保険証 など



〇〇〇	□□□	△△△
××××	××××	××××
××××	××××	××××
⋮	⋮	⋮



- ・公的個人認証サービスによる電子証明書の提出を受ける事業者は、顧客情報とともに電子証明書の有効性に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することが可能。
- ・また顧客も電子証明書が格納されたマイナンバーカードを持っていればよいため、お客様カードを発行する必要がなく、コストの削減が可能。
- ・事業者自らがパスワードを管理する必要がなく、コストの削減が可能。

利用者証明用電子証明書の新旧シリアル番号の紐付け実現について(イメージ)

(平成29年1月サービス提供予定)

課題



・オンラインショップ
・ネットバンク など

民間事業者（署名検証者）



Aさん

署名用

Aさん

シリアル1

利用者証明用

シリアルA

利用申込時（初回）

署名用電子証明書（シリアル1）でサービスの登録を申込

サービスDBに登録

シリアル1 Aさん シリアルA ※

※機構より入手可能

利用時（2回目以降）

利用者証明用電子証明書（シリアルA）でログイン

○ 成功（シリアルA が Aさん とわかる）

更新等（5年目の有効期間満了等）後

利用者証明用電子証明書 更新等
（シリアルA ⇒ シリアルB に）

利用者証明用
シリアルB

利用者証明用電子証明書（シリアルB）でログイン

✕ シリアルB が Aさん とはわからない
⇒ 利用申込からやり直す必要

H29年1月以降（新旧シリアル番号紐付け機能の実現）

更新等（5年目の有効期間満了等）後

利用者証明用電子証明書（シリアルB）でログインを試みる

シリアルB のひとつ前のシリアルを機構に照会
⇒ 機構は シリアルA と回答※

⇒ シリアルB ⇨ シリアルA ⇨ Aさん とわかる。

※当該やりとりのために機構が認証業務情報を利用できることについて利用申込時に本人同意を得ることが必要

シリアル1 Aさん シリアルA シリアルB

利用者証明用電子証明書の新旧シリアル番号の紐付け実現について(イメージ)(その2)

(平成29年1月サービス提供予定)

課題



Aさん

利用者証明用

シリアルA

利用申込時(初回)

利用者証明用電子証明書 (シリアルA) でサービスの登録を申込

利用時(2回目以降)

利用者証明用電子証明書 (シリアルA) でログイン

更新等(5年目の有効期間満了等)後

利用者証明用電子証明書 更新や再発行
(シリアルA ⇒ シリアルBに変更)

利用者証明用
シリアルB

利用者証明用電子証明書 (シリアルB) でログイン

H29年1月以降(新旧シリアル番号紐付け機能の実現)

更新等(5年目の有効期間満了等)後

利用者証明用電子証明書 (シリアルB) でログインを試みる



・オンラインショップ
・ネットバンク など

民間事業者(利用者証明検証者)

サービスDB(ユーザ登録)に登録

Aさん

紐付け

シリアルA

※別途尋ねる。

○ 成功(シリアルAがAさんとわかる)

✕ シリアルBがAさんとはわからない
⇒ 利用申込からやり直す必要

? シリアルBがAさんとはわからない

シリアルBのひとつ前のシリアルを機構に照会
⇒ 機構はシリアルAと回答※

⇒ シリアルB ⇔ シリアルA ⇔ Aさんとわかる。

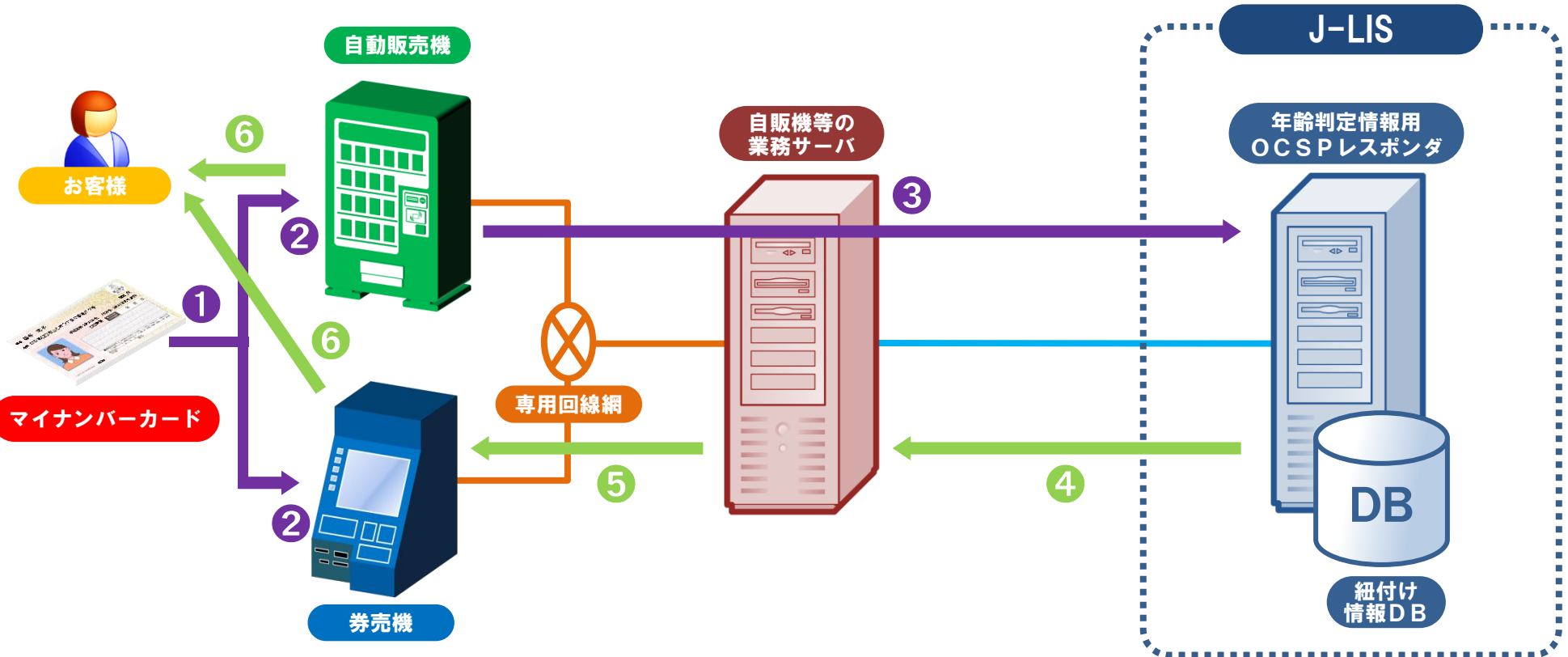
※当該やりとりのために機構が認証業務情報を利用できることについて事前に本人同意が必要

※機構から、シリアルAを取得することについて、事業者側も本人同意が必要

年齢判定機能について(イメージ) (その1)

(平成29年1月サービス提供予定)

ご利用の手順



- 1 マイナンバーカードをタッチ(同時に年齢判定への同意)をいただく。
- 2 暗証番号(4ケタ)を入力いただく。
(サービスの性質に照らし、入力を求めないことも可。)
- 3 J-LISに対し、電子証明書と年齢判定条件(「〇歳以上か否か」)を送信。

- 4 J-LISから、以下の項目について判定結果を送信。
・電子証明書 ⇒ 「有効 or 無効 or 不明」
・「〇歳以上か否か」 ⇒ 「Yes or No」
- 5 判定結果を受領し、販売の可否を自販機・券売機側へ送信。
- 6 判定に基づき、お客様に商品を提供。

メリット

確実な年齢判定が可能に

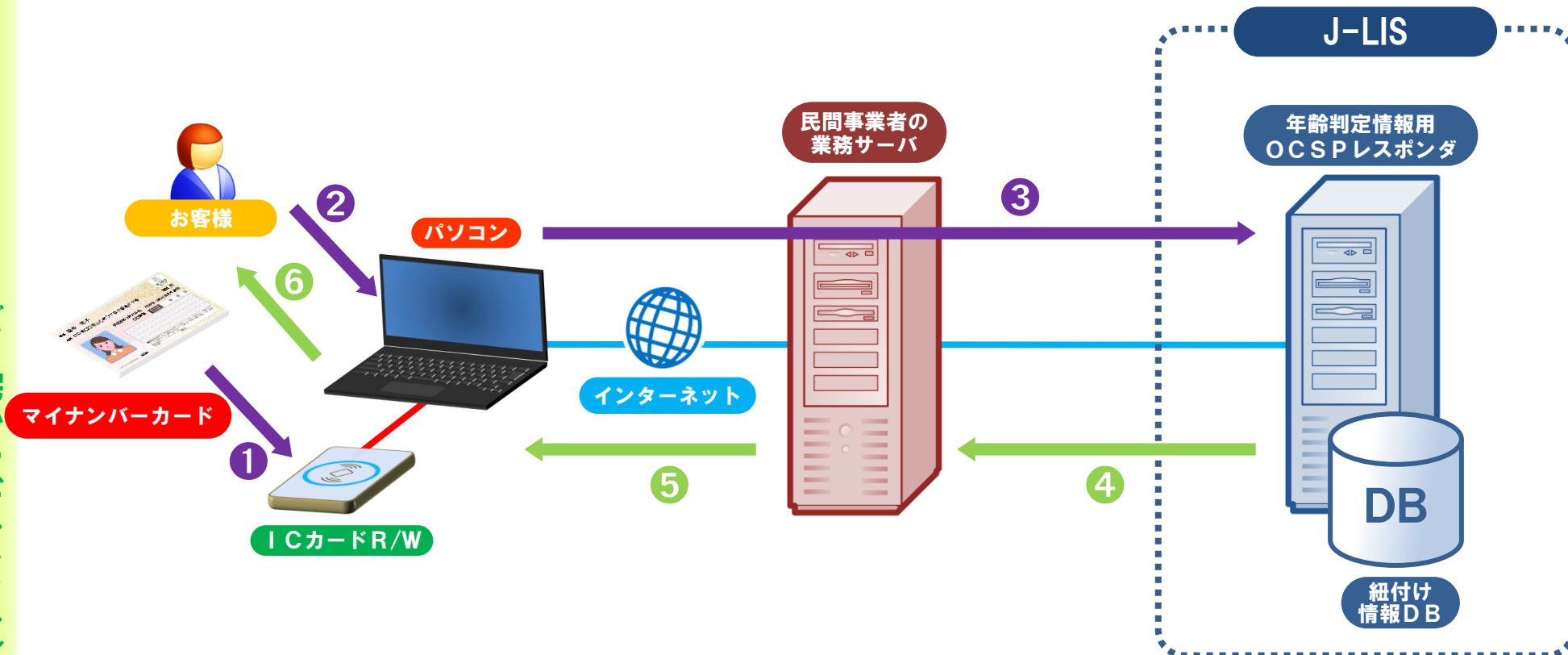
自動販売機・券売機など

年齢判定機能について(イメージ) (その2)

(平成29年1月サービス提供予定)

ご利用の手順

ご自宅から(オンライン)



- ① マイナンバーカードをタッチ(同時に年齢判定への同意)をいただく。
- ② 暗証番号(4ケタ)を入力いただく。
- ③ J-LISに対し、電子証明書と年齢判定条件(「〇歳以上か否か」)を送信。

- ④ J-LISから、以下の項目について判定結果を送信。
 - ・電子証明書 ⇒ 「有効 or 無効 or 不明」
 - ・「〇歳以上か否か」 ⇒ 「Yes or No」
- ⑤ 判定結果を受領し、サービス提供の可否をお客様のパソコンへ送信。
- ⑥ 判定に基づき、お客様にサービスを提供。

メリット

確実な年齢判定が可能に

公的個人認証サービスにおける署名検証者の認定基準について

1. 基本的な考え方

民間事業者側のシステム、組織体制、運用規程の整備状況等を総合的に評価し、主にセキュリティの観点から、公的個人認証サービスを適切に利用できる民間事業者を認定する。

2. 認定基準

基本的な考え方に基づき、以下のとおり認定基準を定めている。

規程類の整備

署名検証等を実施するに当たって必要な事項(業務手順、業務従事者の責任・権限、監査等)が、民間事業者内で規定されているかを評価する。

電気通信回線を通じた不正アクセスの防止

主にインターネットを通じた社外からの攻撃に対して、ネットワーク面でのセキュリティ対策が講じられているかを評価する。

正当な権限を有しない者による操作の防止

担当者以外がシステムを操作できないように、必要な措置(ID・アクセス権の管理等)が講じられているかを評価する。

動作を記録する機能

監査を実施するためには、監査に必要なログ(システムの動作記録)を取得しておくことが必要となる。必要なログが取得される措置が講じられているかを評価する。

入退場管理に必要な措置

民間事業者側の設備に関して、評価対象システムが設置される場所(失効情報を取り扱うサーバの設置場所等)への入退場管理について、必要な措置が講じられているかを評価する。

外部組織との連携に係る措置

総務大臣の認定を受けようとする民間事業者が社外の資源を利用する場合(外部の事業者が提供するシステムやサービスを利用する場合等)に、秘密保持契約等の必要な措置が講じられているかを評価する。

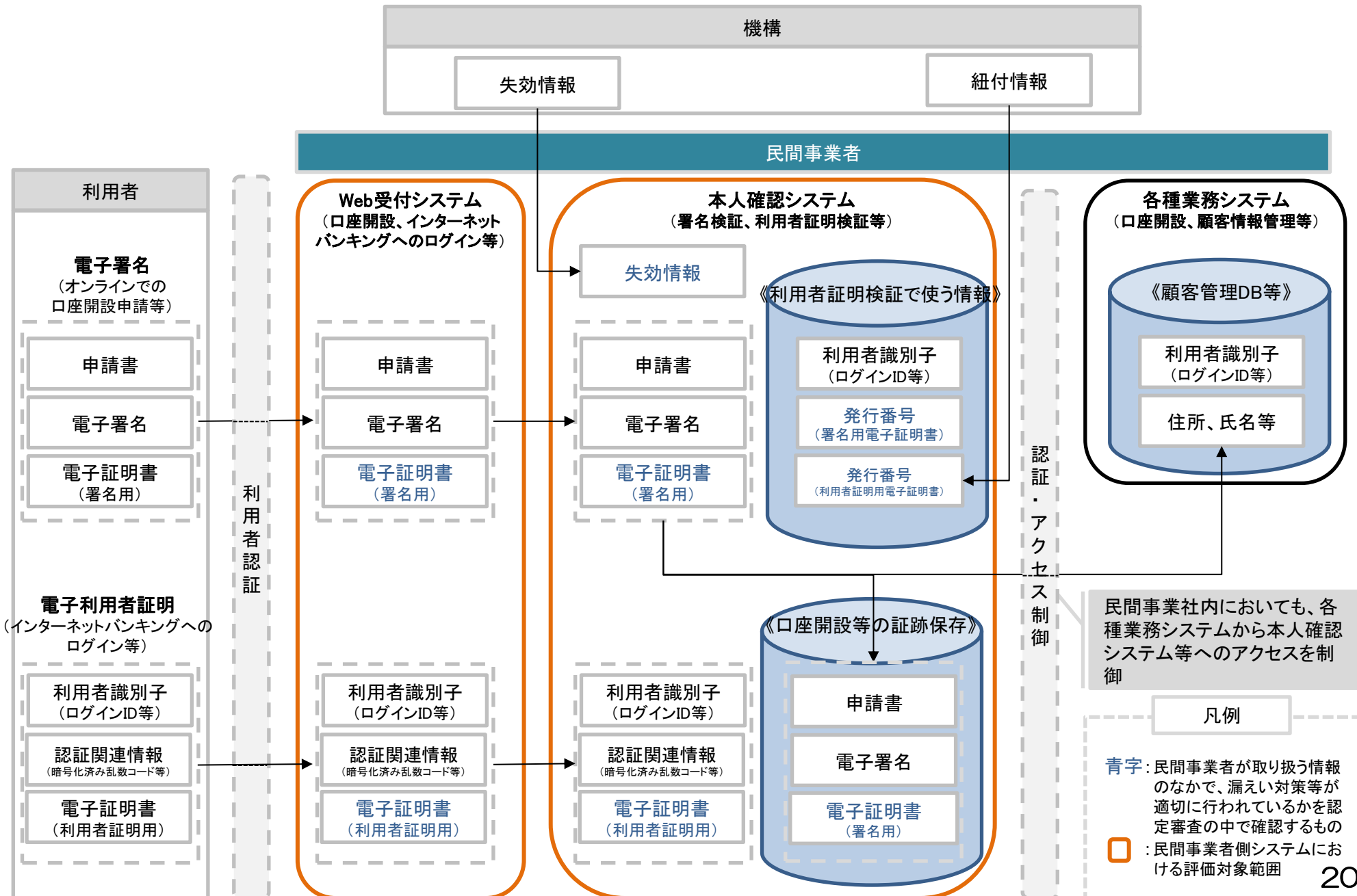
情報セキュリティに係る組織体制

署名検証等に係る民間事業者側の情報セキュリティ管理体制(責任者、業務実施担当者等)が整備されているかを評価する。

役員等の要件

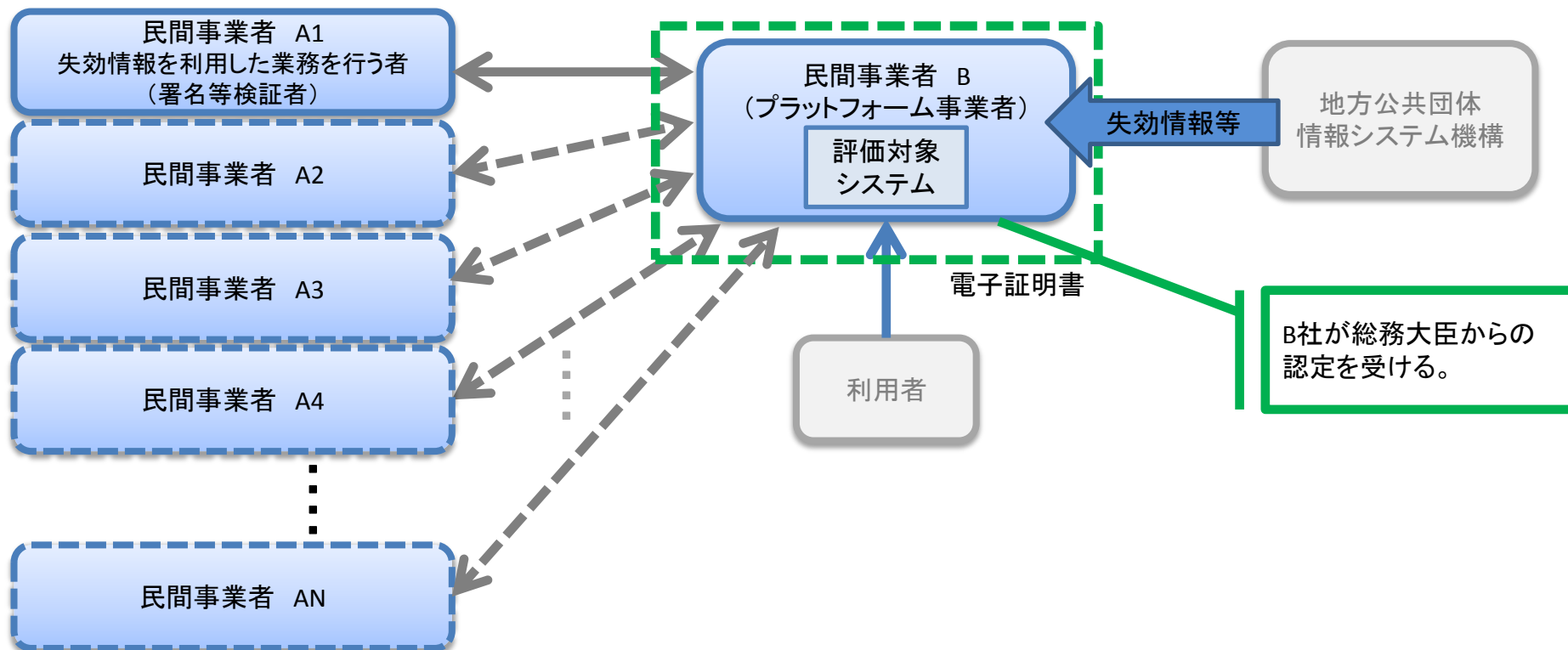
役員及び業務統括責任者において、公的個人認証法及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等に違反する等により、罰金の刑以上の刑に処せられた者等がないかを評価する。

民間事業者のシステム及び評価対象システム(イメージ)



「プラットフォーム事業者」を活用した公的個人認証サービスの利用の推進について

- 公的個人認証サービスの利用のために必要となる「電子証明書の受付・有効性確認等のためのシステム」を、各民間事業者(署名等検証者)が個別に整備・運用するのではなく、特定事業者(いわゆる「プラットフォーム事業者」)が整備し、これを、各民間事業者が利用することとすれば、いわゆる「割り勘効果」により、各民間事業者の導入・利用コストを大きく削減することが期待できる。
- こうした、プラットフォーム事業者を活用した公的個人認証サービスの利用の拡大を推進するため、制度面において、以下の趣旨の措置を講じている。
 - ① 「総務大臣の認定」(法17条1項6号)について
「電子証明書の受付・有効性確認のためのシステム」の全部を、プラットフォーム事業者に委託する場合には、各民間事業者に代わり、プラットフォーム事業者が認定を受けることができることとし、各民間事業者の負担を軽減する。
 - ② 「機構への届出」(法第17条第1項)について
「電子証明書の受付・有効性確認のためのシステム」の全部を、プラットフォーム事業者に委託する場合には、各民間事業者に代わり、プラットフォーム事業者が届出を行うことができることとし、各民間事業者の負担を軽減する。



サービスを利用するための手数料等の経費(想定)

A 独自で評価対象システムを導入する民間事業者における経費

a 利用開始に当たり発生する経費(イニシャルコスト)

評価対象システムの導入費

b 利用開始後、発生する経費(ランコスト)

- ① 評価対象システムの保守費
- ② 失効情報等の提供に係る手数料

B PF 事業者に委託する民間事業者における経費～コストの大きな削減が可能

a 利用開始に当たり発生する経費(イニシャルコスト)

PF事業者の評価対象システムと連携するための改修に係る経費

b 利用開始後、発生する経費(ランコスト)

- ①' PF事業者の設置・管理する評価対象システムの利用料
- ②' 失効情報等の提供に係る手数料

公的個人認証サービスにおける民間署名等検証者の情報提供手数料の設定について(1/2)

1. 基本的な考え方

- ① 低廉性: インターネット取引等の基盤として、多様な業種の多数の事業者にご利用頂けるよう、十分に低廉な料金設定とする。
- ② 公平性: 多様な業種の多数の事業者の利用を想定し、サービス利用に応じた料金設定とする。
- ③ 持続性: サービスが持続可能となるよう、サービスの利用が拡大する将来においては、利用者の負担(電子証明書発行手数料(国民)及び情報提供手数料(府省等・民間事業者)並びに地方の利用相当負担)で、サービスの費用を賄うことが見込める料金設定とする。*

※【注】 サービスの費用は、これまで利用者に代わりほぼ地方が負担。今後、これに加え、当面、国が、番号法施行に伴う費用増加及び個人番号カード普及促進の観点から、電子証明書発行手数料相当額を負担。

2. 情報提供手数料

- ① 当面は、利用促進を図るため、民間事業者から見たサービス利用のメリットを分析し、「低廉性」を重視した単価とする。※【注1】
- ② 「公平性」等の観点から、利用に応じた料金(従量制)を基本としつつ、※【注2】多様な業種・事業者に適切に対応するため、「大口割引」等を可能にするための規定も設ける。
- ③ 当該単価等は、当面のものであり、利用の拡大等に応じ、柔軟かつ適切に見直しを行う。特に、単価の低減が図れるよう、利用の拡大に積極的に取り組む。※【注3】

※【注1】 手数料の単価では、当面(5年程度)は、利用者の負担のみで費用を賄うことは難しいと考えられる(地方及び国の負担が継続する)が、将来的に、サービスの利用が拡大・定着すれば、利用者の負担のみで費用を賄うことが期待できる単価であり、「持続性」にも配慮している。

※【注2】 「定額制」では、「利用の少ない者」の利用が進まず、「利用が多い者」の利用に応じた負担がなされない(すなわち、「公平性」及び「持続性」の観点から、課題がある。)このため、「署名等検証者からの問い合わせに対して失効情報の集合物を提供する方法」又は「即時に応答する方法」の別を問わず、有効性確認を行った件数に応じた「従量制」を基本とする。

※【注3】 情報提供手数料を含めた利用者の負担が、サービス全体の経費を超えないことは当然。よって、将来的に、利用が拡大していけば、単価を低減させることが可能。そのような状況になることをめざし、利用の拡大に向け、積極的に取り組む。

公的個人認証サービスにおける民間署名等検証者の情報提供手数料の設定について(2/2)

【手数料】

- ◆ **署名用電子証明書**の有効性確認を行った件数 × **20円**
- ◆ **利用者証明用電子証明書**の有効性確認を行った件数 × **2円**
 - ◇ 大口の利用、利用事務・事業の公益性その他の事情にかんがみ、手数料の単価又は総額の減額を行う場合がある。
 - **現況確認のための有効性確認**は、利用者毎に年間2件以上であっても、**1件とみなす**。
(CRLを利用する場合で、かつ、現況確認のために行う確認であることが認識できるものとして機構が認めるものに限る。)
- ※ 対応証明書の発行の番号の提供は、利用者証明用電子証明書と同様に、2円/件。

【民間事業者から見たサービス利用のメリット分析】

- ◆ 署名用を利用することによる主なメリットは、次のとおりであり、これらを総合的に勘案し、20円と設定した。
 - ① 「住民票記載の正確な氏名・住所等の4情報＋有効／無効」が取得できる。
 - ② 申請等の否認・改ざん、なりすましを防止できる(法的な真正成立推定効も得られる。)(ネットバンキングの不正送金被害約14億円(25年))。
 - ③ 銀行等において、口座開設時に必要となる本人確認書類の郵送の負担(郵便代82円等)が不要となる。
 - ④ 利用者証明用とあわせ利用することで、氏名・住所の異動を把握できる(確認葉書郵送の負担(郵便代52円等)がなくなる。)
- ◆ また、利用者証明用を利用することによる主なメリットは、次のとおりであり、これらを総合的に勘案し、また、住基ネット手数料の大口料金(3円)等を参照して、署名用の10分の1である2円と設定した。
 - ① なりすましログインを防止できる(不正送金等の被害を防止できる。)(安心感の増大から取引拡大も期待できる。)
 - ② 署名用とあわせ利用することで、氏名・住所の異動を把握できる(確認葉書郵送の負担(郵便代52円等)がなくなる。)

サービスの利用を開始するまでの手順(イメージ)

A 独自で評価対象システムを導入する民間事業者における手順

ステップ1: 技術仕様等の入手

民間事業者は、J-LISとNDA(機密保持契約)を締結し、サービスに係る技術仕様書を手入して、評価対象システムの設計を行う。

ステップ2: 大臣認定の手続き

民間事業者は、大臣認定の申請を行う。総務大臣は、認定基準を満たしているかの確認を、認証業務を行うJ-LISに依頼する。
総務大臣は報告を踏まえ、大臣認定を行う。

ステップ3: サービスの利用準備

民間事業者は、大臣認定を受けた設計書等に基づき、評価対象システム等を構築する。

B PF 事業者に委託する民間事業者における手順～容易に利用開始が可能

ステップ1': PF事業者の選定・調整

業界として、又は個別に、PF事業者を選定し、その接続方法やサービス利用料などについて、調整を行う。

ステップ2': サービスの利用準備

民間事業者は、サービスを利用するために必要となる業務システムの改修を行う。

公的個人認証サービスの民間事業者に係る初の大員認定～2月12日付で3社を認定

- ・ マイナンバーカードに格納された電子証明書等を活用する公的個人認証サービスは、総務大臣の認定を受けることを前提に、民間事業者へも利用が開放されている。(2016年1月1日～)
- ・ 2016年2月12日付けで以下の3社について初の大員認定を行った。

1. テレビとマイナンバーカード(公的個人認証サービス)の活用

日本デジタル配信株式会社(JDS)

① 法人の概要

ケーブルテレビ事業者向けに、映像配信サービスを行うための共通的な基盤を提供する業務を実施。

(例 ケーブルテレビ向けデジタル放送配信サービス(CS番組))

② 当面の公的個人認証サービスの活用場面

ケーブルテレビの画面から、リモコンとマイナンバーカード(公的個人認証サービス)を使って、生命保険会社から送付される各種通知の閲覧、終身年金に係る現況届の電子的な送信を行う。(実証実験)

一般社団法人スマートテレビ連携・地域防災等対応システム普及高度化機構(スマテレ機構)

① 法人の概要

マイナンバーカード(公的個人認証サービス)とスマートテレビを使ったサービスについて、関係事業者で利用可能なシステム基盤の提供等の業務を実施。

② 当面の公的個人認証サービスの活用場面

あらかじめ登録した利用者のマイナンバーカード(公的個人認証サービス)と連携したスマートテレビに、個人を特定して避難を促すメッセージを表示。また、避難所における避難状況確認を行う。(実証実験)

2. マイナンバーカード(公的個人認証サービス)を活用した地域住民サービス

一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構(TOPIC)

① 法人の概要

マイナンバーカード(公的個人認証サービス)を活用して、地域における母子健康、医療、福祉をはじめ、住民が日常的に利用する様々な情報を提供するためのシステム基盤を運営。

② 当面の公的個人認証サービスの活用場面

本年3月より、マイナンバーカード(公的個人認証サービス)を活用して、パソコン等から母子健康情報を閲覧できるサービスや、前橋市(群馬県)の医療機関間におけるデータ連携を実現するシステム運用を実施。

今後も大臣認定を受けた民間事業者が、自身の事業に公的個人認証サービスを活用することにより、マイナンバーカードの利活用の幅が更に広がることが期待される

民間事業者の皆様

～公的個人認証サービスの利用に関する問い合わせ等はこちら～

総務省

公的個人認証サービス利用相談担当

(総務省自治行政局住民制度課内)

E-mail: kouteki-kojin@soumu.go.jp

電話 : 03-5253-5517

ウェブサイト : で検索。

(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kojinninshou-02.html)

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

公的個人認証サービス署名検証者担当

(地方公共団体情報システム機構公的個人認証サービスセンター内)

E-mail: jpki-rp2@ml.jpki.go.jp

ウェブサイト : で検索。

(https://www.j-lis.go.jp/jinfo/cms_18.html)

民間事業者に対する公的個人認証サービスの説明実績(平成26・27・28年度)

4月5日現在

取組1. 多くの企業に広く周知するための取組

業界説明会等を開催いただき、

- ① 個人番号カードと電子証明書が大幅に普及する見込みがあること
- ② 公的個人認証サービスを活用することのメリットを中心に説明を行い、活用の検討を促す。

経済団体

- 経団連 (12/1・7/14・12/14)
- 新経済連盟 (1/29・9/14)

銀行

- 全国銀行協会 (1/21・7/31) ※事務局説明
- 全国銀行協会 (3/2)
- 全国地方銀行協会 (12/25・8/11)

保険

- 生命保険協会 (2/27・7/31)
- 日本損害保険協会 (2/4・9/2)

証券

- 日本証券業協会 (1/21・7/30)

民間認証事業者

- 民間認証事業者団体 (12/19・7/17)

その他

- 各種業界団体 (11/10・12/3・12/16・2/3)

※ ●は業界団体。

取組2. 特定の企業の検討を支援するための取組

- ① 公的個人認証サービスの活用に前向きな企業及び
- ② 公的個人認証サービスの活用により大きなメリットがあると予想される企業
に対し、個別に詳細な説明や検討の支援を行う。

ネット通販

- ネット通販 (10/9)

資金融通

- 資金融通 (1/30・8/7)

クレジット

- 信販
(6/6・2/17・3/13・
6/15・6/30・1/15・
2/25)

- 都市銀行 (11/12・12/17)
- ネット銀行 (1/23・4/28・8/10)

- 損害保険 (2/4・2/2)

小売業

- コンビニ
(11/5・12/24・3/18・4/27・5/15・
5/25・5/28・6/11・6/24・6/30・8/4・1/18・1/29)

その他

- その他 (10/6・4/22・5/18・5/22・5/27・6/3・6/16・6/23・
7/21・7/23・7/31・8/21・8/26・10/2・10/8・11/10・11/11・
11/17・11/26・12/7・12/14・12/18・12/22・12/24・1/5・1/7・
1/8・1/12・1/13・1/14・1/15・1/21・1/26・1/27・1/29・2/1・
2/3・2/4・2/8・2/24・2/26・3/30・4/5・4/7)

個人番号カードの普及・利活用に係る政府の方針

「世界最先端IT 国家創造宣言」(平成26年6月24日閣議決定)の変更
(平成27年6月30日閣議決定)

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

(1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

② 個人番号カードの普及・利活用の促進

個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。

「世界最先端IT 国家創造宣言 工程表」改定
(平成27年6月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)

4. ITを利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

(1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

○マイナポータル¹の構築・利活用

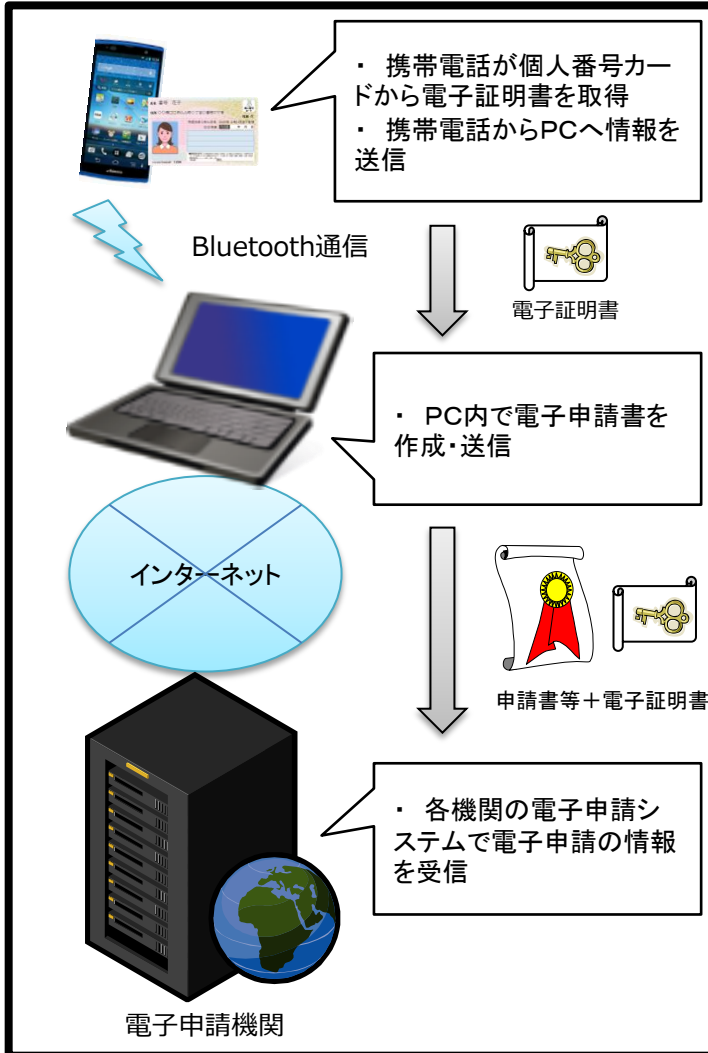
・ 国民の利便性の向上や安全・安心の確保の観点から、情報通信に係る市場・技術の動向を踏まえ、スマートフォン、タブレット端末やテレビ等、利用チャネル及び認証手段の拡大に向けた検討を行う。特にCATVについては、次世代セットトップボックス等への個人番号カードの読み取り機能の実装に向けた取組を推進する。

○個人番号カードの普及・利活用の促進

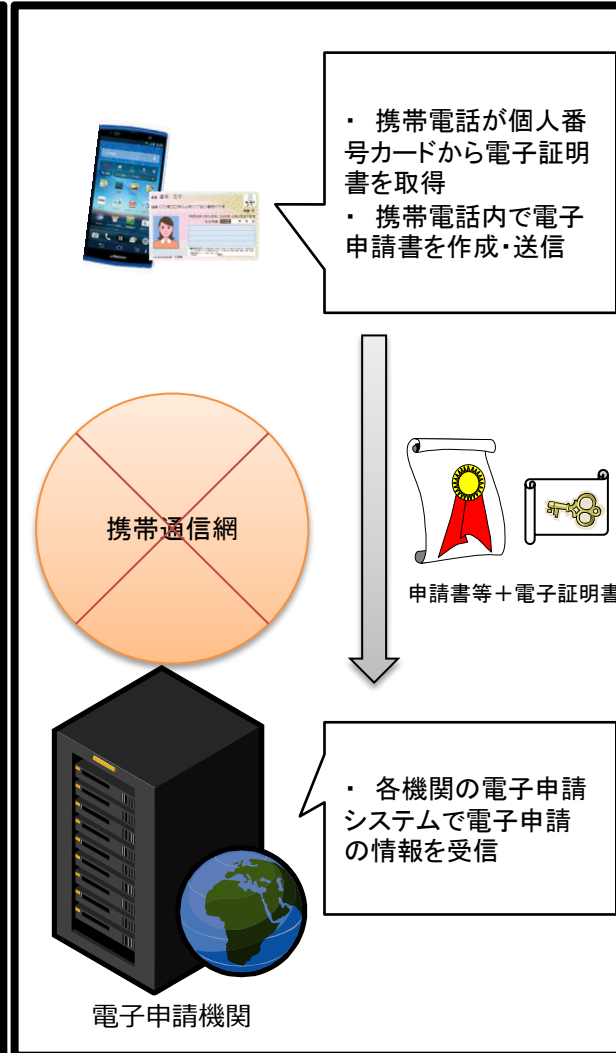
・ 個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。

携帯電話を利用した公的個人認証サービスの活用方法

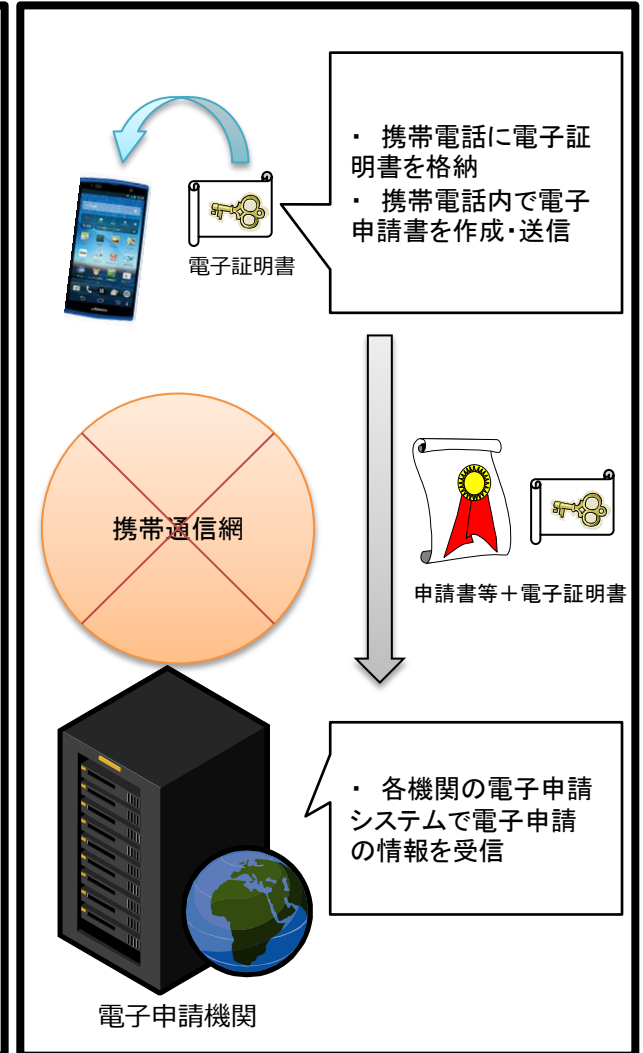
【方式1】携帯電話をICカードリーダーライターとして使用し、携帯電話とPCを連携させる



【方式2】携帯電話がICカードリーダーライターとPCの役割を担う



【方式3】携帯電話に電子証明書等を格納し活用する



※ 方式3については、市町村窓口で携帯電話に電子証明書を格納するための制度面・運用面の検討、携帯機器事業者との調整等、携帯導入に向けた検討項目が多数存在することから、方式1及び方式2について先行して検討。

携帯電話を利用した公的個人認証サービスの活用に必要な検討事項

方式1：携帯電話がICカードリーダライタの役割を担い、PCと連携する方式

そのためには

① 携帯電話版利用者クライアントソフトの開発(国)

携帯電話をICカードリーダライタとして使用し、個人番号カードに格納された公的個人認証サービスの電子証明書の読み取りなどを可能にするために、携帯電話へ導入するソフトを新たに開発する必要がある。

② PC版利用者クライアントソフトの改修(国)

ICカードリーダライタとして使用する携帯電話とPCの連携を可能にするために、PCへ導入する現行のソフトを改修する必要がある。

③ 携帯電話端末の動作検証・調整(携帯機器事業者)

携帯電話の各機種毎に、個人番号カードに格納された公的個人認証サービスの電子証明書の読み取りなどが可能か検証するとともに、必要となるファームウェアの調整を行う必要がある。

方式2：携帯電話がICカードリーダライタとPCの役割を担う方式

そのためには

① 携帯電話版利用者クライアントソフトの開発(国)

携帯電話を利用して個人番号カードに格納された公的個人認証サービスの電子証明書を取得したり、電子署名を行ったりするために、携帯電話へ導入するソフトを新たに開発する必要がある。

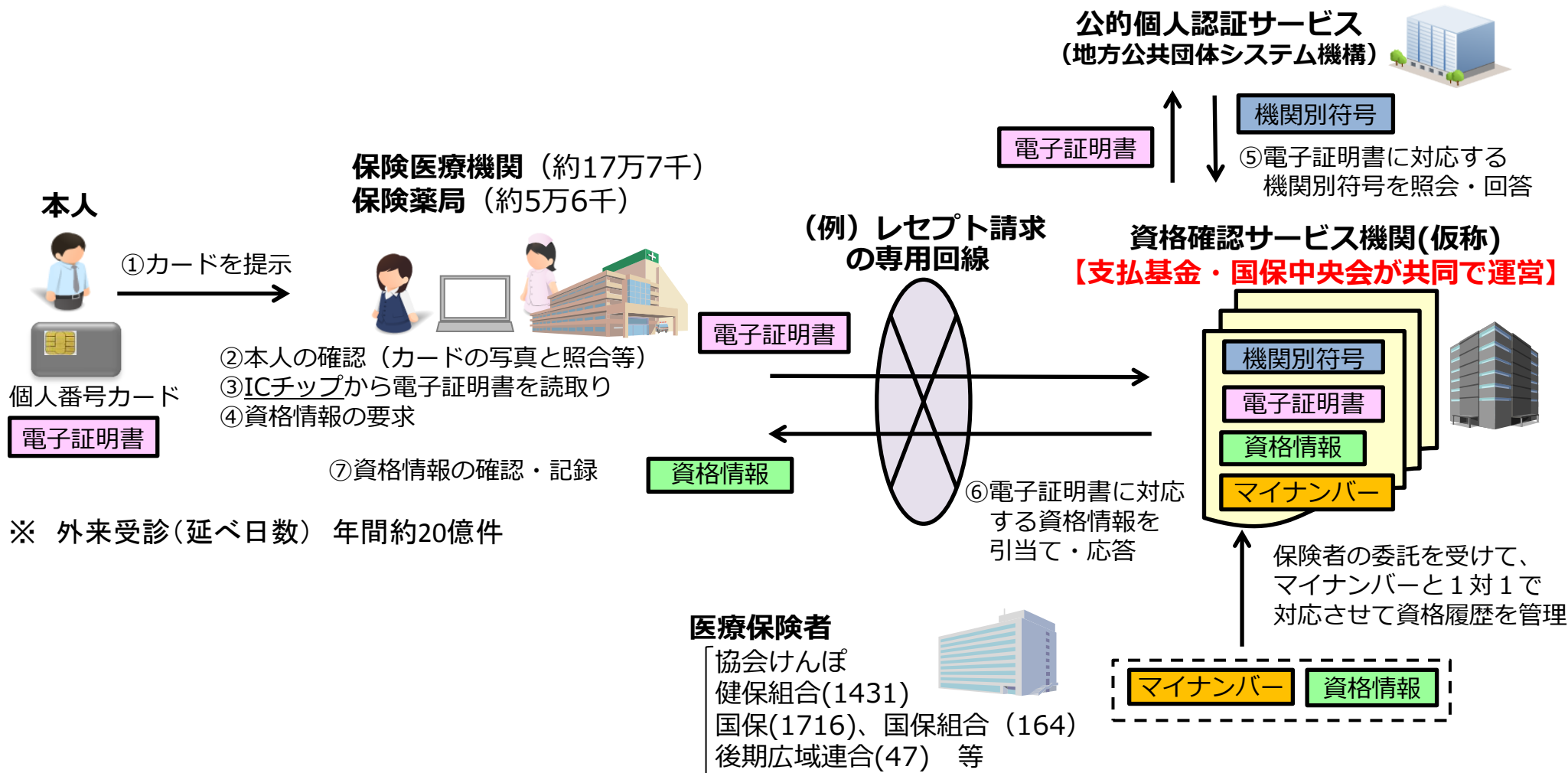
② 携帯電話の動作検証(携帯機器事業者)

携帯電話の各機種毎に、個人番号カードに格納された公的個人認証サービスの電子証明書の読み取りなどが可能か検証するとともに、必要となるファームウェアの調整を行う必要がある。

※ このほか、携帯電話のどの機種が個人番号カードに格納された公的個人認証サービスの電子証明書の読み取りなどが可能か検証するためのツールの作成等が必要。

医療保険のオンライン資格確認の仕組み（イメージ）

- 公的個人認証の仕組みを活用して、保険医療機関等は、個人番号カードから電子証明書を読み取り、資格確認サービス機関（仮称）に資格情報の照会・確認を行う。
- 医療保険制度で、保険者が個人番号カードを被保険者証として認証する仕組みとした場合、被保険者証の提示は要しない仕組みにできる。



保険者事務の支払基金・国保連への共同委託の法的整備（平成27年国民健康保険法等改正）

○ 個人番号制度の施行に伴い、保険者は住基ネットに接続して符号を取得し、情報提供ネットワークへの接続が必要。

→ 保険者が個別に接続するとコスト大

※ 被保険者が異動するつど住基ネットに接続して符号を取得し、保険者ごとに住基接続の固定費や体制確保が必要。

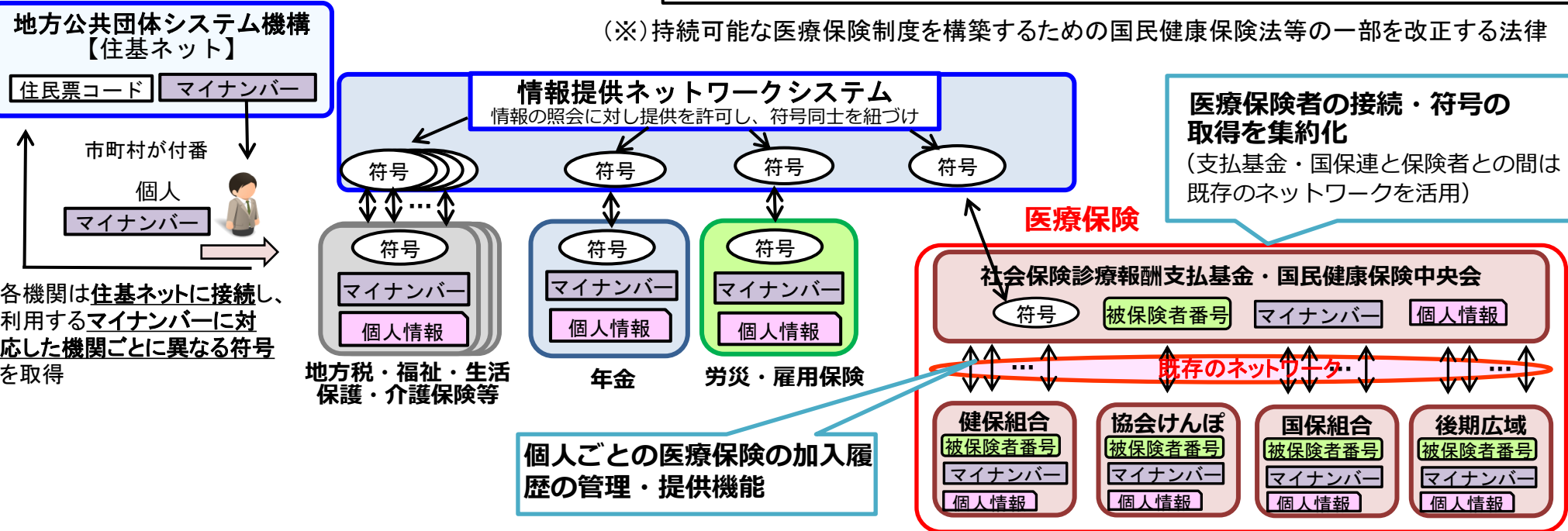
○ 支払基金と国保連が保険者の委託を受け、住基ネットと情報提供ネットワークに一元的に接続し、保険者の負担を軽減。

○ あわせて、医療保険の加入履歴の管理・提供機能により、保険者間での情報連携を効率化。

※ 国保の資格取得申請時の資格証明書の添付省略等

→ 保険者が保険給付、保険料徴収等に関する情報の収集、利用等に関する事務を支払基金又は国保連に共同して委託できることとする等の法律改正を行う（平成27年5月成立・公布。平成28年4月施行）

(※)持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律



※情報ネットワークとの接続(符号取得)は便宜上、支払基金が行う

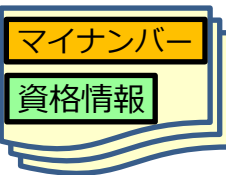
※被保険者番号は、被保険者証記号・番号が個人毎に付与されている場合は記号・番号を、世帯毎等で同一の場合は記号・番号に枝番等を付番して利用。

出典:厚生労働省作成資料

(9月30日研究会資料) 公的個人認証の仕組みを活用したオンライン資格確認 (イメージ)

機関別符号の取得 (準備段階)

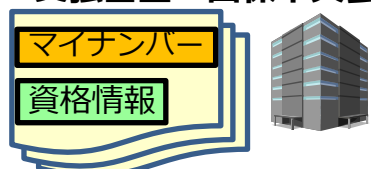
医療保険者



※番号制度のインフラを基本的に活用
※市町村国保分は国保ネットワークを活用

① 支払基金・国保中央会が保険者の委託を受けてマイナンバーと1対1で資格情報を管理

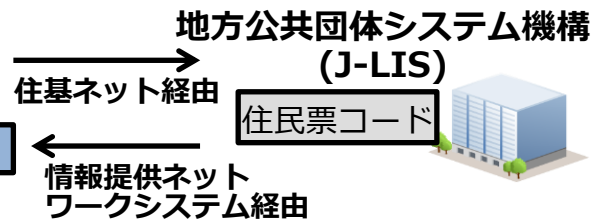
支払基金・国保中央会



② 支払基金・国保中央会が全保険者の機関別符号を取りまとめて取得

※符号の取得は支払基金がJ-LISとの窓口になって行う
※符号は保険者を異動しても変わらない医療保険の符号となる

※関係者との調整によって変わり得るので現時点のイメージ



電子証明書と資格情報を突合させる (初回の受診時)

本人

保険医療機関 (約17万7千)
保険薬局 (約5万7千)

電子証明書

レセプト請求の専用回線経由

③ ICチップから電子証明書を
読み取り、資格情報を請求

支払基金・国保中央会



④ 支払基金からJ-LISに
電子証明書に対応する
機関別符号を照会

地方公共団体システム機構 (J-LIS)

電子証明書

住民票コード

⑤ J-LISは、電子証明書の
シリアル番号に対応する
住民票コードを引き当て、
情報提供NW経由で機関別
符号を支払基金に送付

機関別符号②

※機関別符号①と機関別符号②は
支払基金が窓口であり同じ符号

⑥ 支払基金は、既に取得している機関別符号①と、新たに電子
証明書に対応して送付された機関別符号②をキーにして、
電子証明書に対応した資格情報を1対1で突合させる

※外来受診(延べ日数)
年間約20億件

保険医療機関等への資格情報の送付 (突合させた後)

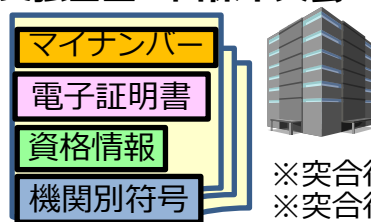
保険医療機関・保険薬局

電子証明書

資格情報

⑦ 支払基金・国保中央会は、
電子証明書に対応した資格
情報を保険医療機関等に提供

支払基金・国保中央会



⑦ 電子証明書の
有効性を確認

地方公共団体システム機構 (J-LIS)

電子証明書

※突合後は、電子証明書の有効性ののみを確認
※突合後は、患者がどの医療機関に受診しても、
その医療機関から照会された電子証明書に対応
する資格情報を提供できる

個人番号カードの空き領域利用に関する規定

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

（個人番号カードの利用）

第十八条 個人番号カードは、第十六条の規定による本人確認の措置において利用するほか、次の各号に掲げる者が、条例（第二号の場合にあっては、政令）で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該各号に定める事務を処理するために必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るため必要なものとして総務大臣が定める基準に従って個人番号カードを取り扱わなければならない。

- 一 市町村の機関 地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務
- 二 特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であって政令で定めるもの 当該事務

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）

（個人番号カードの利用）

第十八条 法第十八条第二号に掲げる者が、同条の規定により個人番号カードを利用するときは、あらかじめ、当該個人番号カードの交付を受けている者にその利用の目的を明示し、その同意を得なければならない。

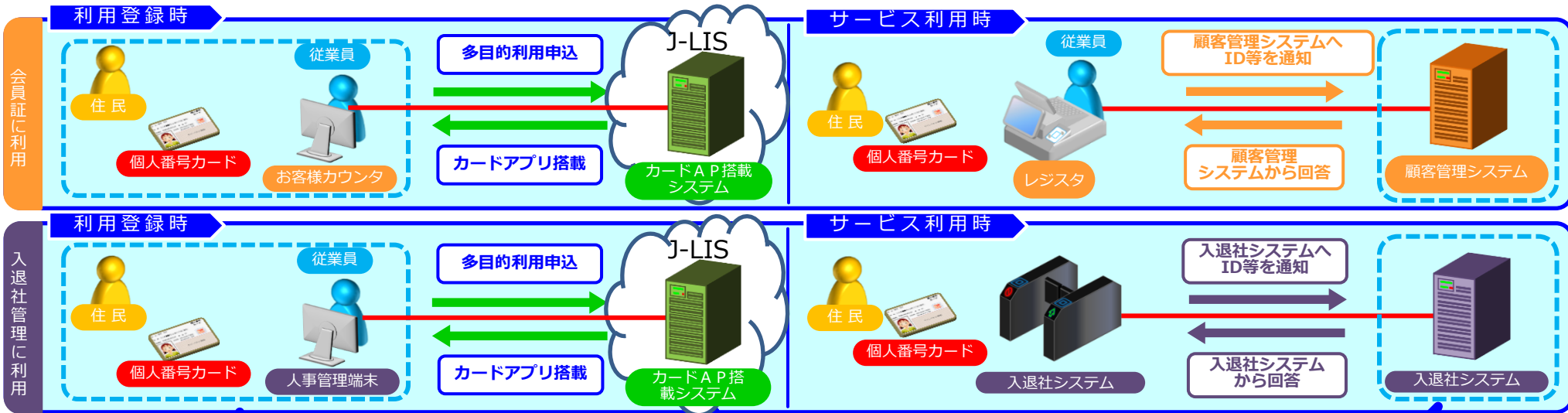
2 法第十八条第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する行政機関、独立行政法人等又は機構
- 二 地方公共団体に対し申請、届出その他の手続を行い、又は地方公共団体から便益の提供を受ける者の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務（法第十八条第一号に定める事務を除く。）を処理する地方公共団体の機関
- 三 地方独立行政法人に対し申請、届出その他の手続を行い、又は地方独立行政法人から便益の提供を受ける者の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務を処理する地方独立行政法人
- 四 国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する民間事業者（当該事務及びカード記録事項の安全管理を適切に実施することができるものとして総務大臣が定める基準に適合する者に限る。）

※ 政令改正（平成27年9月18日公布）により、第18条第2項第4号を追加。

民間事業者のICチップ空き領域活用のイメージ

活用のイメージ



商店やスポーツクラブなどの会員証や、企業の入退館カードのほか、IDを払い出して利用する様々なサービスに利用可能。

必要な準備

カードアプリの準備

- 3種類の基本APを地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が無償で提供する。

種別	情報	パスワード	相互認証	暗号化
業務タイプA	ID等	あり/なし	あり	なし
業務タイプD	ID等	あり/なし	あり	あり
共通カードAP	IDのみ	なし	なし	なし

- 民間事業者において、独自APの開発も可能。

カードAP搭載システムへの接続

- カードAP搭載システムの機能をJ-LISがクラウドサービスで提供する。
- システムの中核となるソフトウェアについては、行政機関と同額の保守料のみ(年間約100万円)を負担いただく。
- また、随時必要となる開発費として、カードアプリ搭載枚数×10円のみを負担いただく。
- その他のクラウド利用料金については、今後検討。

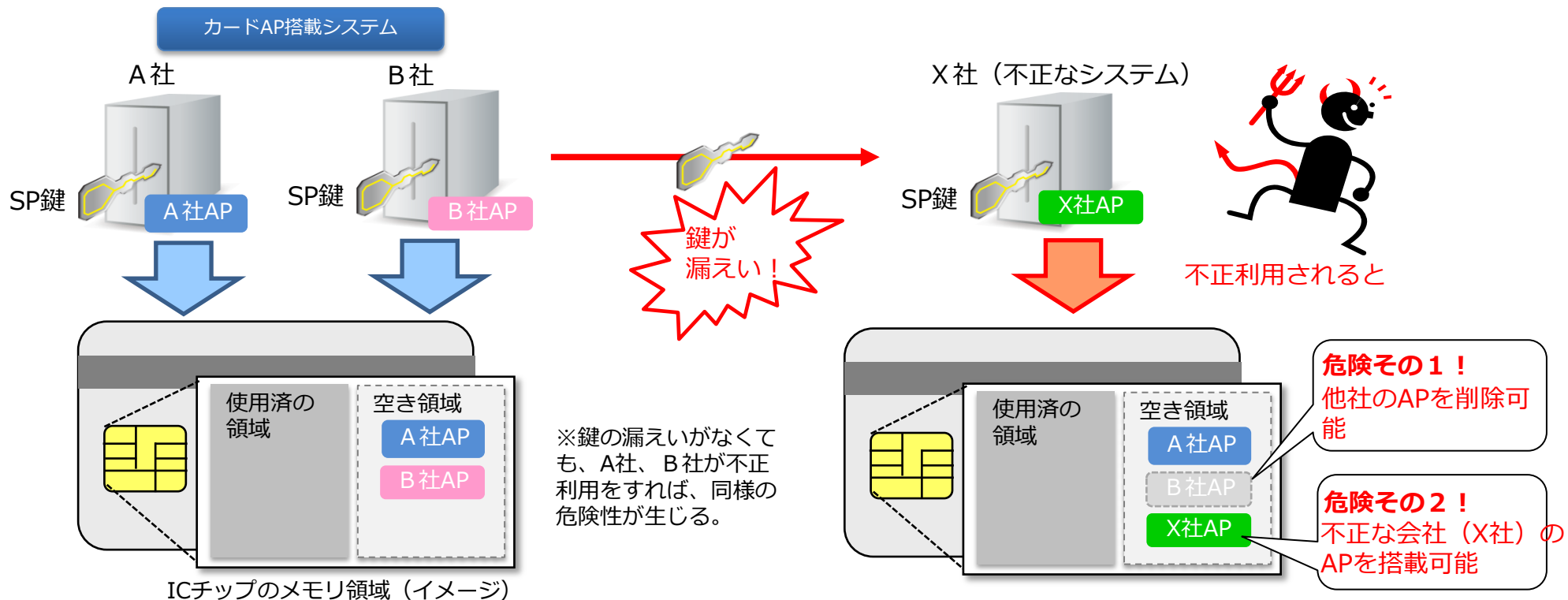
業務システムの準備

- 改修又は調整について民間事業者において実施。

クラウド方式とする理由

各社それぞれがカードAP搭載システムを構築した場合のセキュリティ上の問題点

- 民間事業者は、個人番号カードの空き領域にカードアプリケーション（AP）を搭載することにより、利用者にさまざまなサービスを提供することが可能。
- APを搭載するためには、個人番号カードアプリケーション搭載システム（カードAP搭載システム）が必要であり、カードAP搭載システム内に、AP搭載・削除が可能となるSP鍵（各社共通の鍵）を保管する必要がある。
- 各社がそれぞれカードAP搭載システムを構築することとした場合には、各社にSP鍵を提供する必要があるが、いずれかの社からSP鍵が漏えいしてしまうと、他社のAPを削除、不正なAPを搭載できる危険性があるため、SP鍵が漏えいしない仕組みを設ける必要がある。

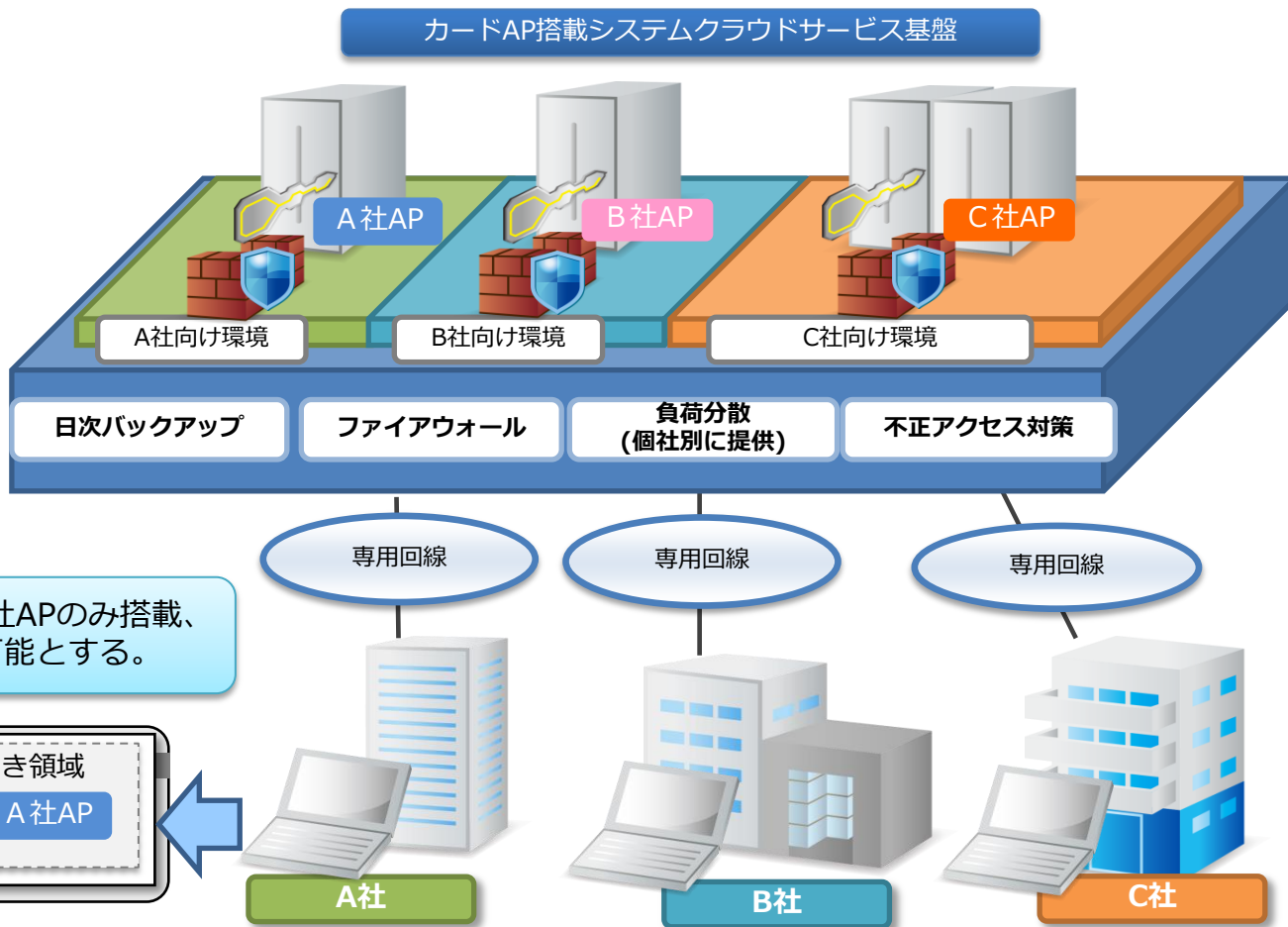


クラウド方式とする理由

課題を解決するために

～SP鍵を含むカードAP搭載システムを機構で所有し、クラウドサービスとして提供～

- SP鍵を渡すことによるセキュリティ上の課題解決のためには、SP鍵とSP鍵を含むカードAP搭載システムを機構のみが所有し、個人番号カードを利用する各社に対しては、クラウド方式により、カードAP搭載システムの機能を提供することが必要。
- この方式によれば、カードAP搭載システムをクラウドサービス基盤内で、J-LISが安全に保管することとなる。従って、民間事業者がSP鍵を直接取扱う必要がないため、セキュリティ上の危険性が生じない。
- また、クラウド方式によれば、個人番号カードを利用する各社において、それぞれカードAP搭載システムを独自に用意する必要がなくなるため、個人番号カードの利用の開始が容易になり、かつ、利用に係るコストの削減ができる。



SP鍵は、セキュリティの確保された環境下で、機構が安全に保管する。
→セキュリティ上の危険性が生じない。

民間事業者はクラウドサービスの利用申請を行い、クライアント端末と専用回線を準備する。
→カードAP搭載システムをそれぞれ用意する必要はない。
→個人番号カードの利用の開始が容易になり、かつ利用に係るコストの削減ができる。

導入スケジュール（案）

- 平成28年5月から導入資料を順次開示する。
- 民間事業者は、導入資料を開示申請の上取得し、総務大臣の審査を受ける。
※クラウド方式により、総務大臣の審査を大きく簡素化することが可能。
※複数社が共同して申請を行うことも可能。
- 承認後、クラウドサービスの利用申請を行い、並行して、クライアント端末と専用回線を用意する。
- クラウドサービスは、平成28年10月からの利用開始を目標とする。

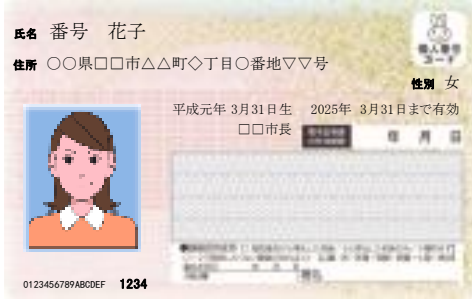


導入検討資料：導入検討の手引き、機器等調達仕様書、インタフェース仕様書、各種申請書類 など

- (注) ・市町村における行政サービスのための空き領域活用は、既に行われている。(120団体 平成28年3月末現在) (印鑑登録証や自動交付機など)
・国や都道府県などにおける空き領域活用は、平成28年4月以降可能になる。(国家公務員身分証、都道府県の職員証など)

マイナンバーカードのアプリの概要

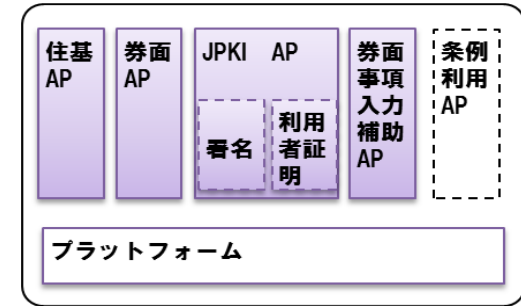
マイナンバーカードの表面



マイナンバーカードの裏面



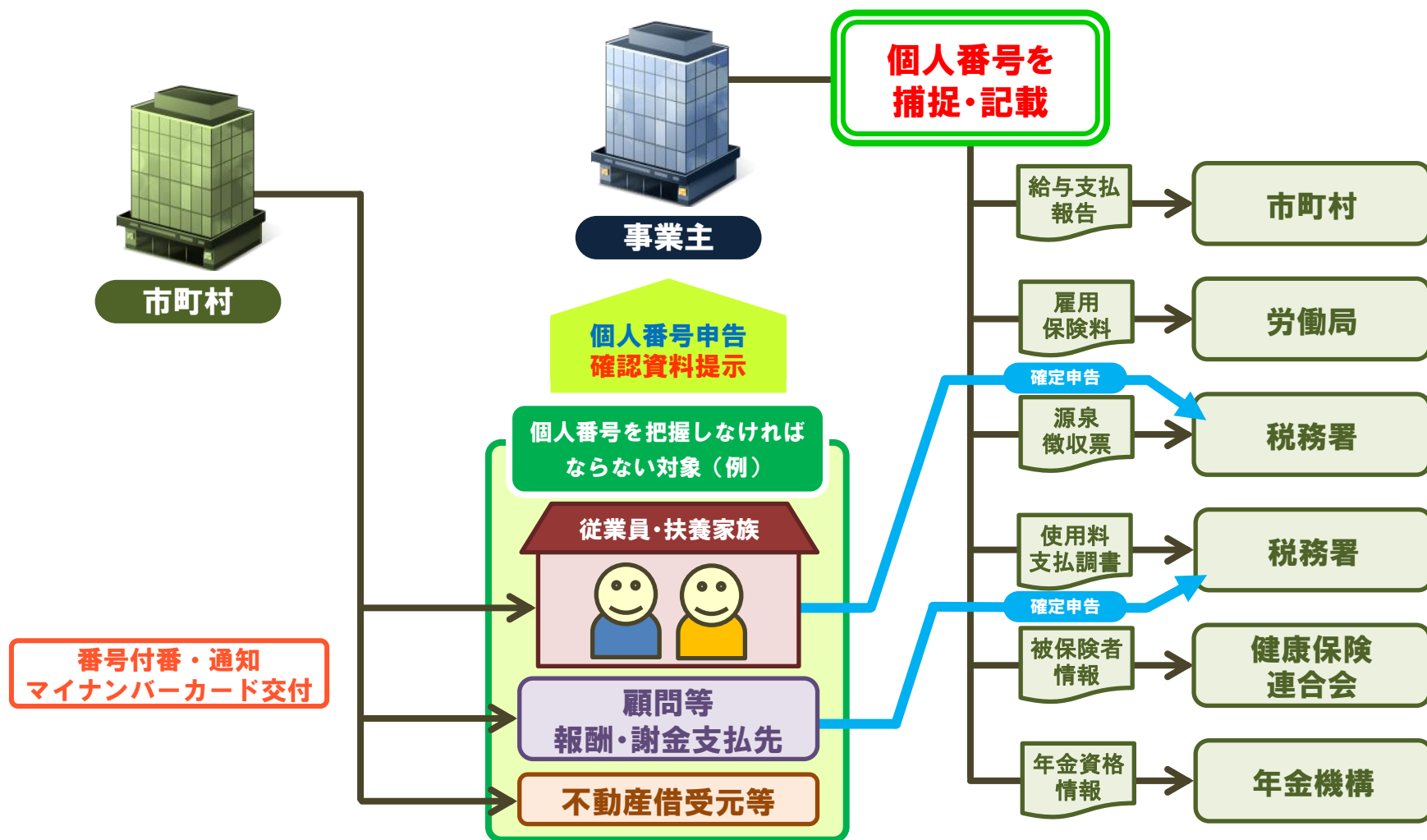
マイナンバーカードのAP構成



AP	個人番号取得、本人確認における役割	アクセスコントロール
券面AP	<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 <p>(記録する情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面情報: 4情報+顔写真の画像 ・裏面情報: 個人番号の画像 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を利用できる者 表と裏の券面情報 : 照合番号A(個人番号12桁) ・個人番号を利用できない者 表の券面情報のみ : 照合番号B(14桁:生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁)
JPKI-AP	<p>(署名用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請に利用 <p>(利用者証明用)【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータル等のログインに利用 	<p>暗証番号(6~16桁の英数字)</p> <p>暗証番号(4桁の数字)</p>
券面事項入力補助AP【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号や4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 <p>【記録・利用する情報】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①個人番号及び4情報 並びにその電子署名データ ②個人番号 及びその電子署名データ ③4情報 及びその電子署名データ <p>注)①、②については、番号法に基づく事務でのみ利用可能。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①については、暗証番号(4桁の数字) ②については、照合番号A(個人番号12桁) ※これにより、券面目視により個人番号を手入力するようなケースで正誤チェックが可能となる。 ③については、照合番号B(14桁:生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁)
住基AP	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能 	暗証番号(4桁の数字)

※「暗証番号(4桁の数字)」については、統一の設定も可能。
ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適当。

マイナンバー制度における事業主の責務(本人確認及び個人番号の捕捉・記載)



- ✓ 従業員、扶養家族、退職者、報酬受給者の個人番号捕捉・管理・報告
- ✓ 個人番号の正確性・真正性を雇用主が確認・・・確認資料として一番确实：マイナンバーカード
- ✓ 把握の時期は事務ごとに決定される ⇒ 源泉徴収票は原則H29.1～

本人確認の方法(マイナンバーカードは1枚で番号確認＋身元確認が可能な唯一の書類)

番号確認

身元(実存)確認

① マイナンバーカード (法16)

② 通知カード (法16)

③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 (令12①)

④ ①から③までが困難であると認められる場合 (則3①)

ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)

イ 住民基本台帳の確認(市町村長)

ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認

エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの)

※ 源泉徴収票など個人番号利用事務等実施者が発行等する書類や、自己の個人番号に相違ない旨の本人による申告書などを想定

① マイナンバーカード (法16)

② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 (則1①一、則2一)

③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの) (則1①二、則2二)

④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上(則1①三、則3②)

ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書

イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)

⑤ ①から③までが困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、以下のいずれかの措置をもって④に代えることができる。(則1③、則3③)

ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか1つ

イ 申告書等に添付された書類であって、本人に対し一に限り発行・発給された書類又は官公署から発行・発給された書類に記載されている i 氏名、ii 生年月日又は住所、の確認

ウ 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯金口座の名義人の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号の確認

エ 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認

オ アからエまでが困難であると認められる場合であって、還付請求でない時は、過去に本人確認の上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情であって財務大臣等が適当と認めるものの確認

⑥ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認める時は、身元(実存)確認書類は要しない。(則3⑤)

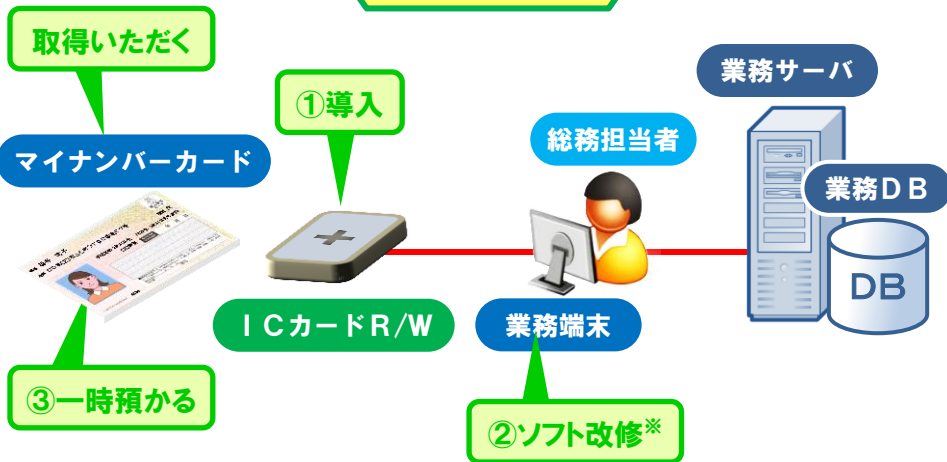
個人番号の入力を正確・迅速に行う～「券面事項入力補助アプリ」の利用方法(その①)

主な利用主体・場面

- ◆ 個人番号関係事務・利用事務実施者が
- ◆ 従業員とその家族の個人番号を税や社会保障の各種帳票に記載する場面で

準備・利用の手順

準備

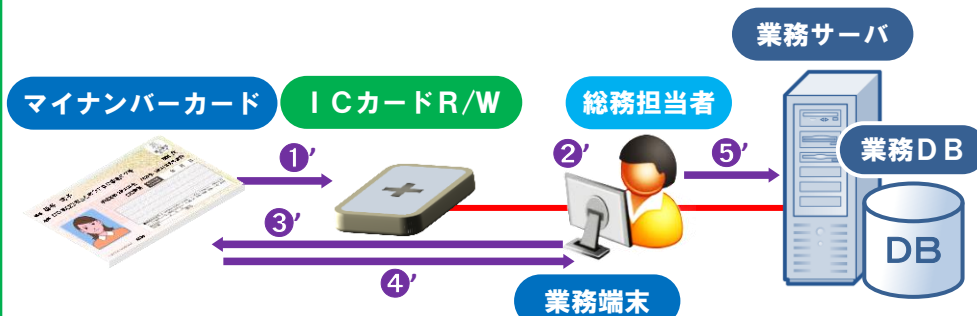


※ 機能追加

カード読込→個人番号を業務端末に表示→個人番号を業務DBに取込

※ 改修に必要となる券面事項入力補助アプリのインターフェースは、地方公共団体情報システム機構において開示(具体的な開発計画及び秘密保持契約の締結が必要)。

利用



- ①' 預かったカードをICカードR/Wにかざす。
- ②' カードを見て個人番号を入力する。(注)
- ③' 業務端末からカードに照会をかける。
- ④' 入力が正しければ、カードから個人番号が返され、業務端末に表示される。入力が誤りがある場合は、その旨が返され、業務端末に表示される。
- ⑤' 返された個人番号を業務サーバに取り込む。

メリット

個人番号の正確な入力が可能に

(注)マイナンバーカードには、個人番号の入ったQRコードを記載する予定。バーコードリーダーにより読込むソフト改修を行えば、さらに省力化が可能。

4情報の入力を正確・確実に行う～「券面事項入力補助アプリ」の利用方法(その②)

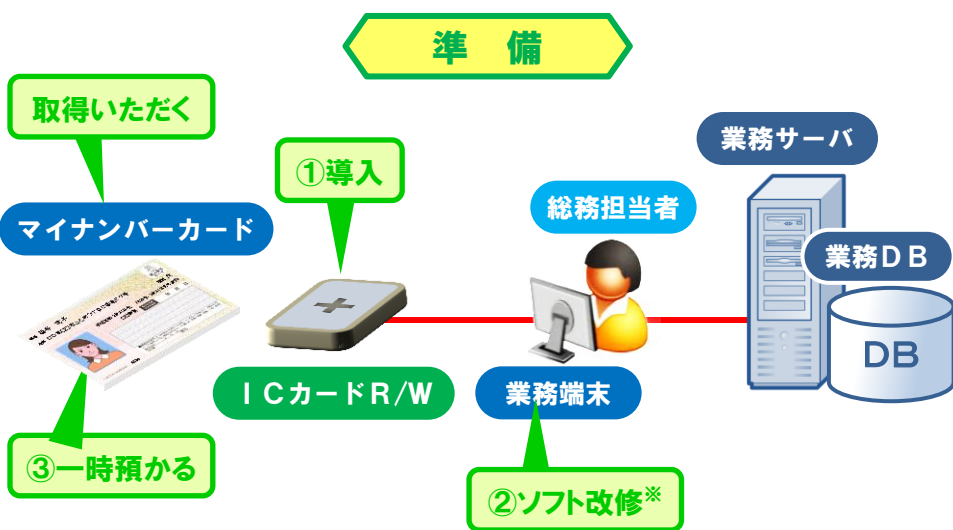
主な利用主体・場面

◆ 従業員等の4情報を記載する場面で

※個人番号を利用しないときも利用可能

準備・利用の手順

準備

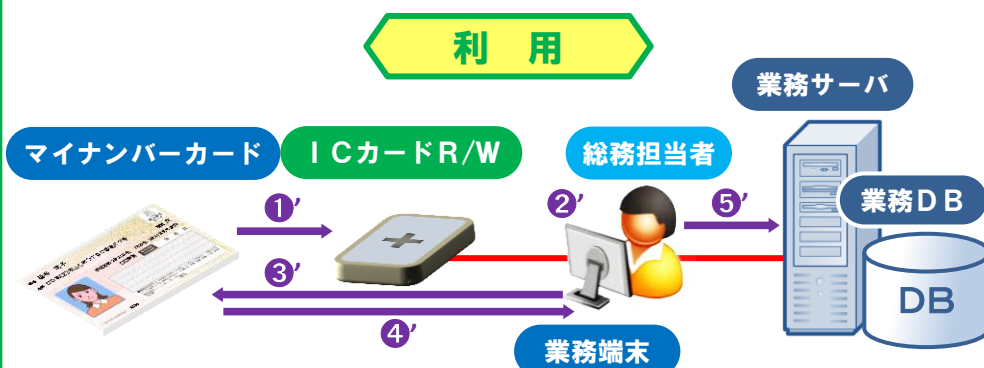


※ 機能追加

カード読込→4情報を業務端末に表示→4情報を業務DBに取込

※ 改修に必要となる券面事項入力補助アプリのインターフェースは、地方公共団体情報システム機構において開示(具体的な開発計画及び秘密保持契約の締結が必要)。

利用



- ① 預かったカードをICカードリーダー・ライター(R/W)にかざす。
- ② カード表面を見て照合番号14桁を入力する。
(生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁)
- ③ 業務端末からカードに照会をかける。
- ④ 入力が正しければ、カードから4情報(テキストデータ)が返され、業務端末に表示される。
- ⑤ 返された4情報を業務サーバに取り込む。

メリット

4情報(氏名、住所、生年月日、性別)の確実な入力が可能

主な利用主体・場面

◆ 顧客・申請者の新規登録の場面で

- 民間事業者が、新たに顧客から申込を受ける場面で
- 行政機関が、行政手続の申請を受ける場面で

※ いずれも、対面・非対面(オンライン)を問わず利用可能

準備・利用の手順



対面

- ※ 機能追加
カード読込→個人番号を業務端末に表示→個人番号を業務DBに取込
- ※ 改修に必要な券面事項入力補助アプリのインターフェースは、地方公共団体情報システム機構において開示(具体的な開発計画及び秘密保持契約の締結が必要)。



- ①' 顧客・申請者に、カードをICカードR/Wにおいていただく。
- ②' 顧客・申請者に、暗証番号(4ケタ)を入力いただく。
- ③' カードから、個人番号+4情報が取得され、業務端末に表示される。
- ④' 取得された個人番号+4情報を業務サーバに取り込む。

メリット 個人番号+4情報の正確な入力が可能に

メリット 個人番号+4情報の入力の負担を軽減できる(顧客・申請者、事業者ともに)

主な利用主体・場面

◆ 顧客・申請者の新規登録の場面で

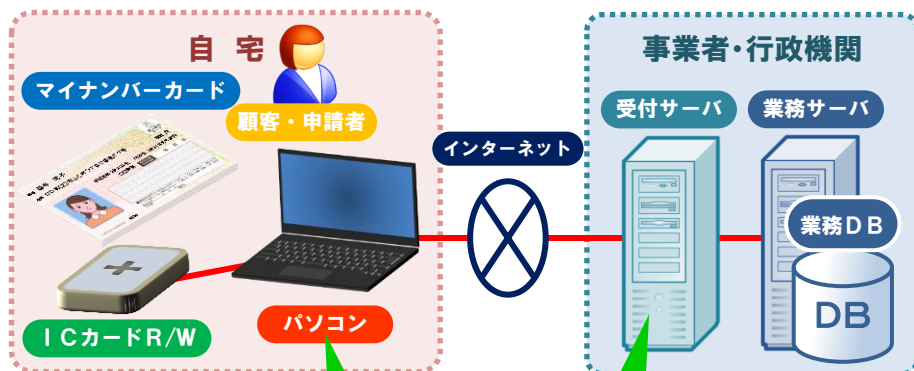
- 民間事業者が、新たに顧客から申込を受ける場面で
- 行政機関が、行政手続の申請を受ける場面で

※ いずれも、対面・非対面(オンライン)を問わず利用可能

準備・利用の手順

非対面(オンライン)

準備

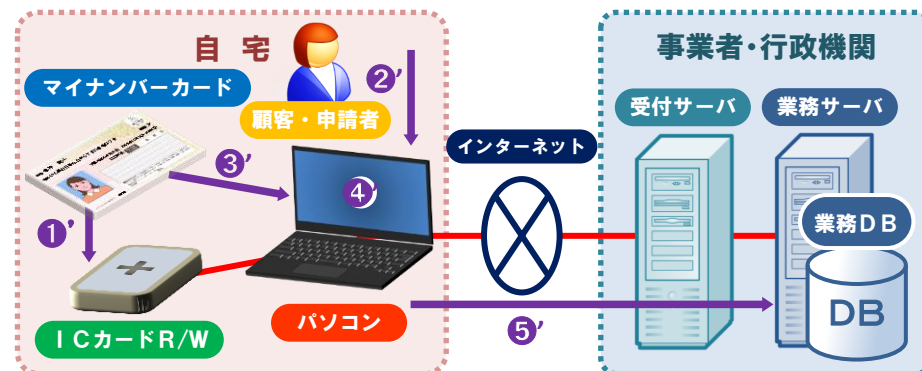


利用者が電子申請ソフトをインストール又は事業者がHP上の申請画面の改修※ (注)民間事業者・行政機関ごとに必要。

※ 機能追加: カード読込 → パソコンに表示された申請書の様式に自動で個人番号+4情報を取込

※ 改修に必要な券面事項入力補助アプリのインターフェースは、地方公共団体情報システム機構において開示(具体的な開発計画及び守秘義務契約の締結が必要)。

利用



- 1' 顧客・申請者が、カードをICカードR/Wにかざす。
- 2' 顧客・申請者が、暗証番号(4ケタ)を入力する。
- 3' カードから、個人番号+4情報が取得され、パソコンに表示される。
- 4' 取得した個人番号+4情報がパソコンに表示される申請書に取り込まれる。
- 5' パソコンから送信された申請書を業務サーバに取り込む。

メリット 個人番号+4情報の正確な入力が可能に

メリット 個人番号+4情報の入力負担を軽減できる(顧客・申請者、事業者ともに)

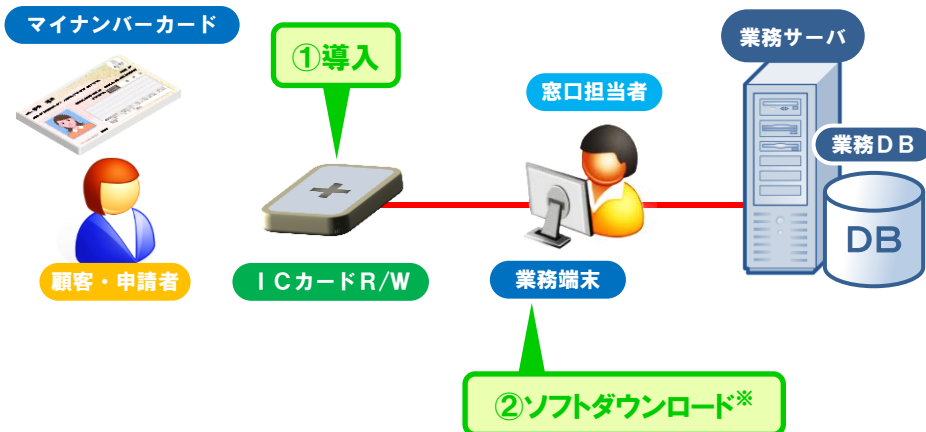
番号確認・本人確認を確実にを行うために～「券面事項確認アプリ」の利用方法

主な利用主体・場面

- ◆ 法令等で義務付けされた本人確認の場面で
 - 個人番号利用事務・関係事務実施者など
- ◆ その他の場面でも、自由に本人確認書類として利用可能
 - 対面(券面確認)の場面において、補助的に利用

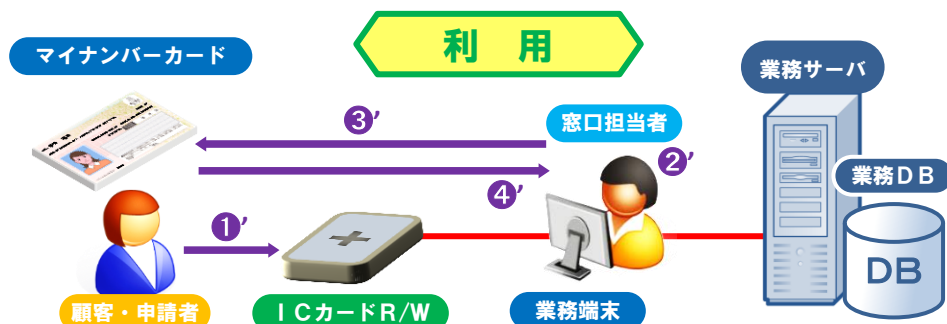
準備・利用の手順

準備



※ 券面事項確認表示ソフトウェア
(機構のHPからダウンロード可能とする予定)

利用



- 1' 顧客・申請者に、カードをICカードR/Wにおいていただく。
- 2' 窓口担当者が、券面を見て照合番号を入力。(注)
照合番号- A 個人番号を利用できる者：個人番号12桁
- B 個人番号を利用できない者：14桁
(生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁)
- 3' 業務端末からカードに照会をかける。
- 4' カードから券面情報が返され、業務端末に表示される。
照合番号- A 表面と裏面の券面情報
- B 表面の券面情報のみ

メリット カード券面の真正性の確認が可能に

メリット 確認したカード券面情報を印刷やデータで保存し、証拠を容易に残すことが可能に